

当面の規制改革の実施事項

令和3年12月22日

規制改革推進会議

I	総論	1
1.	基本的な方向性	1
2.	本取りまとめについて	3
3.	具体的な進め方	4
II それぞれの柱における規制改革の推進		6
1.	全ての分野の共通基盤となるデジタル改革	6
	(デジタル基盤の整備)	6
ア	デジタル化に向けた環境の整備等	6
イ	行政の手続におけるキャッシュレス化の推進	6
ウ	ローカル5Gの普及拡大に向けたガイドラインの解釈や手続の明確化	7
エ	5Gの普及拡大に向けた取組	7
	(常駐・専任規制の見直し)	7
オ	電力・都市ガス・高圧ガスの分野における保安のテクノロジー化（スマート保安）に向けた規制見直し	7
カ	建設業における技術者等の配置・専任要件及び資格要件の見直し	8
キ	事業用電気工作物に関する電気主任技術者等の選任要件等の見直し	8
ク	バイオマスボイラーの遠隔制御監視基準の見直し	9
ケ	サービス付き高齢者向け住宅における有資格者の常駐要件の見直し	10
	(行政手続等における書面・対面規制の見直し)	10
コ	行政手続のオンライン化の推進	10
サ	地方公共団体等と事業者の間の手続のデジタル化	11
シ	性質上オンライン化が適当でない行政手続の検証	13
ス	行政手続におけるオンライン利用率を大胆に引き上げる取組の推進	13
セ	行政手続における押印の見直しの推進	19
ソ	地方公共団体や独立行政法人等が受け手となる手続における押印の見直し	19
タ	民事訴訟手続のデジタル化	19
チ	家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等のデジタル化	20
	(民間・準公共分野における書面・対面・常駐規制の見直し)	21
ツ	船荷証券の電子化	21
テ	株主総会資料のオンライン提供の拡大	21
ト	金融商品取引における書面交付原則のデジタル原則化	22
ナ	インターネットバンキングの利用促進	22
2.	スタートアップ・イノベーション	22
ア	企業の会計業務におけるデータ流通の促進	22
イ	電力データの利活用促進に向けた環境整備	23

ウ Maas 推進も見据えたバス事業者の申請のオンライン化及びGTS-JP の普及・促進	23
エ 物流における生産性向上に向けた改革	24
オ タクシーの利便性向上	24
カ Society 5.0 の実現に向けた電波制度改革	25
キ 高速無線 LAN 等搭載機器の開発推進に向けた欧米基準の無線試験レポートの活用促進	25
ク デジタル時代におけるコンテンツの円滑な流通に向けた制度整備	25
 3. 「人」への投資	26
ア 特別免許状等多様な外部人材の教員等への登用拡大	26
イ 大学設置基準等の見直し	28
ウ 初等・中等教育におけるオンライン授業の実施	29
エ 労働時間制度（特に裁量労働制）の見直し	30
オ 雇用仲介制度の見直し	31
カ 育児休業の取得促進	31
キ 保育士及び保育所の在り方（保育の質の向上）	32
ク 養育費の確保に向けた取組	32
 4. 医療・介護・感染症対策	33
ア 質の確保された抗原定性検査キットの利用環境の整備	33
イ 医療機器等の広告規制の見直し	34
ウ オンライン診療・服薬指導の促進等	34
エ 電子処方箋の普及及び医療分野における資格確認・本人認証手段の見直し	36
オ 社会保険診療報酬支払基金等における審査・支払業務の円滑化	37
カ プログラム医療機器（SaMD）に関する承認審査等の見直し	37
キ プログラム医療機器の開発に関する医療機器製造業規制等の見直し	38
ク 治験の円滑化	38
ケ 新型コロナウイルス感染症の検査・診療体制の整備の推進	39
 5. 地域産業活性化	39
ア 農業用施設の建設に係る規制の見直し	39
イ 農業者の成長段階に応じた資金調達の円滑化	40
ウ トラクターの公道走行に係る手続の簡素化	40
エ <林業の成長産業化に向けた改革の推進>森林経営管理制度	40
オ <林業の成長産業化に向けた改革の推進>国産材の利活用	41
カ <林業の成長産業化に向けた改革の推進>高性能林業機械の導入促進	41
キ 漁業協同組合における独占禁止法に違反する行為への対応	42
ク 個人事業主の事業承継時の手続簡素化	42

当面の規制改革の実施事項

令和3年12月22日
規制改革推進会議

I 総論

1. 基本的な方向性

政府は、「成長と分配の好循環」と「コロナ後の新しい社会の開拓」をコンセプトにした新しい資本主義の実現に向けたビジョンを示し、その具体化を進めるための検討を行っている。こうした中で、規制改革推進会議の役割は、国民の声や産業界から具体的に要望のある個別課題にスピーディかつきめ細かく対応し、個別具体的な規制・制度を見直していくことで、成長と分配の好循環の起爆剤となる成長を実現していくことである。

成長が好循環の起爆剤となるためには生産性向上が不可欠である。生産性向上の制約要因となる規制・制度について、イノベーションの進展も含めて、その時々の経済社会の状況に応じて不断の見直しを行うことが必要である。特に、デジタル時代の経済社会の変化は予想が困難で劇的かつ急激なため、そうした目まぐるしく大きな変化を素早く察知し、適切かつ柔軟に対応することが必要であり、特定の技術・手段などを求める画一的で事前型の規制・制度から、技術中立的でリスクベース・ゴールベースの柔軟な事後型の規制・制度への見直しを進めていかなければならない。そのような規制体系の見直しを通じて、新しい技術の登場やその活用、イノベーションの社会実装を促進し、付加価値の高い新製品・新サービスの創出と市場への浸透による、新たな成長産業を創出していくべきである。

また、旧態依然とした規制・制度を見直し、物理的な制約や非効率的な手順・作業から人々を開放するとともに、事業活動の生産性向上や消費者の利便性を向上させることにより、「人」が生み出すことのできる付加価値や活躍の機会を増やしていくべきである。同時に、社会のデジタル化や知識経済化が急速に進展する中で、「無形資産」の重要性もますます高まってきており、研究開発などのイノベーション活動に必要不可欠な人的資本への投資を積極的に行っていかなければ、我が国の国際競争力を高めることはできない。

これらの目的を果たすためには、単に規制・制度を形式的に見直すだけではなく、改革の成果が国民に浸透する段階まで見据えて取り組んでいかなければならない。現場の声を拾い上げるとともに、現場まで改革の成果を届ける双方向の「コミュニケーション」により、国の規制・制度の見直しだけでなく、自治体の現場での運用、民間のルール・慣習などを含め、改革を実行していく。

これまで、本会議では、イノベーションの社会実装に向けたフィンテックやモビリティの分野に関する規制や慣行の見直し、農業者や漁業者が出荷先を自由に選べるよ

うにするための制度や慣行の見直し、産業医の常駐・兼務規制の見直し、一般医薬品の販売規制の見直しなどに取り組んできた。また、デジタルに関しては、行政手続等に関して、押印を義務付ける手続、書面の作成・提出等を求める手続、対面や出頭を求める手続などの見直しを進め、行政手続において約99%の押印義務の廃止、オンライン化されていない行政手続の約98%を令和7年までのオンライン化方針、オンライン診療や服薬指導の特例措置の恒久化、オンライン教育に関する規制・制度の見直しなどを実現してきた。このように本会議では、現場のニーズに即した個別具体的な改革に取り組むとともに、それらの改革事項のフォローアップを丁寧に行い、規制所管省庁による確実な実行・実施を求めてきた。

今後、我が国の生産性向上、成長産業・分野を考えたときに、①スタートアップ・イノベーション、②「人」への投資、③医療・介護・感染症対策、④地域産業活性化（農林水産、観光等）の4つの重点分野とその基盤としてのデジタル・トランスフォーメーション（DX）が鍵となる。

第一に、スタートアップ・イノベーションは新たな需要・消費を創出するとともに大きな雇用を生み出し、いつの時代においても経済成長の原動力である。古い規制・制度が新産業の創出や新技術の活用、新しいビジネスモデルやサービスの展開を阻害することがあってはならず、イノベーションに対応した規制・制度体系への移行が求められる。特に今日においては、自動運転、新型モビリティ、FinTech（フィンテック）、プラットフォーム型ビジネスなど、新しいテクノロジーを活用したビジネスやサービスが次々と登場してきている。規制・制度が本来目指していた目的とビジネス機会の両立を図りながら、今後の成長が最も期待されるスタートアップやイノベーションを強力に後押しする規制・制度改革を進めていくことが、我が国経済の持続的成長や雇用の創出にとって極めて重要である。

第二に、「人」への投資である。今般の感染症拡大下においてオンライン教育やリモートワークを含めた働き方の課題が浮き彫りになったところであり、一層強力に規制・制度改革を進めていかなければならぬ分野である。また、現在世界では、人的資本を重視し、新たな成長につなげていく「新しい資本主義」を模索する動きが進んでいる。我が国においても、少子高齢化に伴い労働力人口が減少する中で、就業機会を増やしながら、誰もが活躍できる社会を実現し、安心して子育てを行うことのできる環境整備も含め柔軟で多様な働き方を実現するとともに、大学等の教育現場における創意工夫を阻害する規制・制度を大胆に見直していくことにより、イノベーションの源泉である質の高い教育を確保していくことが不可欠である。また、後述する常駐・専任規制の見直しは、リモート・オンラインや兼務といった働き方を可能にするものであり、「人」ができることを増やす観点からも取り組む必要がある。

第三に、今般の新型コロナウイルス感染症への対応の中で課題が再認識された医療・介護分野は、規制改革の中でも最重要分野の一つである。特に、感染症拡大下において「場所」の制約を取り扱う上で大きな意義があるオンライン診療・服薬指導だけではなく、それ以外にも医師・病院等の業務、医薬品・医療機器の開発・供給、介護サービ

ス事業の在り方などに関する様々な課題が残されている。また、医療・介護分野は、現状、労働生産性も低く、生産性向上を図るためにも規制・制度改革を強力に進めていかなければならない。さらに、医療・介護分野は、患者本位・利用者本位のサービスを実現することにより、ニーズに即した製品・サービス市場の拡大につながり、我が国の成長産業としても期待される分野である。また、市場規模が大きく多くの雇用を生み出すだけではなく、ビッグデータやAI、ロボットなどの新技術の活用が見込まれる分野であり、日本発のイノベーションにより国際競争力を強化することができるとともに、健康寿命の延伸や医療費の削減なども期待できる。

第四に、地域産業活性化である。特に、農林水産の分野における規制改革は長年にわたって取り組まれてきたが、依然として多くの課題が残されており、農林水産の所得向上や成長産業化も含め、地域を支える観光等とともに、今後も精力的に規制・制度改革を進めていかなければならない分野である。また、中小企業の労働生産性、特にサービス産業の労働生産性は低く、プロセス・イノベーションなどを通じて、生産性向上に取り組まなければならない分野である。

これら4つの重点分野において、人の付加価値向上や生産性の向上を推進していく上で、デジタル・トランスフォーメーション（DX）は、その重要な共通基盤となるものであり、分野横断的に推進していくことが不可欠と考えられる。新型コロナウイルス感染症の拡大により、我が国の経済社会は大きなダメージを受けた一方で、本会議が取り組んできた押印・書面・対面に関する規制・制度の見直しの進展とともに、国民・産業界の意識が劇的に変化し、遅々として進まなかったデジタル化が急速に進むなど、社会の変化の兆しが表れている。これを契機に、デジタル基盤の整備が立ち遅れる地方も含め、デジタルをデフォルトにし、デジタル田園都市国家の実現を目指す。そして、誰一人取り残されないよう、我が国の基盤となるDXを一気呵成に推し進めるために、デジタル改革・規制改革・行政改革を一体的に推進していく必要がある。本会議としても、デジタル臨時行政調査会と連携して、押印・書面・対面・常駐規制の見直しに取り組み、行政手続のオンライン化・利用率の引上げ、ベース・レジストリの整備・連携やキャッシュレス化の推進、司法、金融、建設等の個別分野のデジタル化、5Gの普及・拡大に取り組み、デジタル基盤の整備を推進する。

2. 本取りまとめについて

以上の考え方の下、令和3年8月から12月の間、本会議として、これまでの規制改革事項のフォローアップを行うとともに、その後の社会情勢の変化も踏まえて新たな改革課題に取り組んできたが、今般、その中間的な成果として、全ての分野の共通基盤となるデジタル改革と共に、先述した4つの重点分野、すなわち、①スタートアップ・イノベーション、②「人」への投資、③医療・介護・感染症対策、④地域産業活性化に基づき、当面実施すべき規制改革事項を以下のとおり取りまとめた。今後、政府において、本取りまとめを踏まえ、直ちに、具体化に着手し、改革の更なる加速・拡大を図ることが望まれる。

まずははじめに、全ての分野の基盤となる「デジタル」に係る改革として、これまでも分野横断的かつ強力に取組を進めてきた押印・対面・書面規制の見直しを引き続き徹底的に進めていく。同時に、それらの規制の見直し後のフェーズ、すなわち行政手続のオンライン利用率についても大胆に引き上げていく。また、行政手続におけるキャッシュレス化や訴訟手続のデジタル化など、社会におけるあらゆる手続をデジタル完結させるための改革を加速させていく。さらに、民間分野においても、書面・対面規制の見直しによる取引・契約等のデジタル化や、新技術活用による常駐・専任規制の見直しなど、企業のDXを支える規制改革を実施するとともに、ローカル5Gの普及拡大といった基盤整備を進めていく。

スタートアップ・イノベーションについては、コンテンツの円滑な流通に向けた制度整備やMaasの実現に向けた交通関連データの活用、物流・交通分野における新技術の活用など、新産業・新事業の創出や新しいビジネスモデルの展開を後押しするための規制・制度改革を進めていく。

「人」への投資については、オンライン教育や大学設置基準の見直し等の個に応じた学びを推進することによりイノベーションを支える人材を育成するとともに、多様な働き方を実現するため、雇用仲介制度や労働時間制度の見直しなどデジタル時代にふさわしい就業環境の整備を進める。さらに、保育の質の向上、育児休業の取得促進、養育費確保に向けた取組など、子育て・女性活躍に資する規制・制度改革も同時に推進していく。

医療・介護・感染症対策については、抗原定性検査キットの販売方法の見直しなどコロナ禍における喫緊の課題に対応するとともに、ウィズコロナ下での社会経済活動の再開との両立のための対応を引き続き講じていく。また、医療DXやプログラム医療機器の開発・導入の促進を含め、患者本位・利用者本位のサービスの実現を図るとともに、そうした取組を通じて医療の成長産業化を同時に進めていく。

地域産業活性化については、農林水産の成長産業化を図り、農林水産者の所得向上につなげていく。また、個人事業主の事業承継手続の簡素化などを通じ、地方経済を担う中小企業の活性化・生産性の向上を推進する。

3. 具体的な進め方

11月16日、第1回「デジタル臨時行政調査会」が開催され、全ての改革（デジタル改革、規制改革、行政改革）に通底する「デジタル原則」を策定することとされたところである。

このため、デジタル分野については、原則としてデジタル臨時行政調査会が策定するデジタル原則に基づいて取り組む「横断的な課題の検討・実行」というトップダウンの取組と、これまでも規制改革・行政改革ホットラインなどの仕組みを通じて取り組んできた、国民の声や要望に基づき集中的に議論する「個別具体的な規制・制度の見直し」というボトムアップを車の両輪として進めていくことが望ましい。

その際、横断的な見直しの過程で固有の事情等が明らかになった個別課題を、規制改革推進会議の各ワーキング・グループにおける専門的な調査審議の場にタスクアウトする。また、これまで規制改革推進会議が先行して取り組んできた横断的な取組を加速するとともに、個別規制の見直しの過程で明らかになった横断的課題をデジタル臨時行政調査会にフィードバックし、一括見直しにつなげていく。このように両会議間でタスクアウトとフィードバックを柔軟に行いながら連動していくことが改革を進める上で重要である。

また、11月11日には、地方からデジタルの実装を進め、新たな変革の波を起こし、地方と都市の差を縮めていくことで、世界とつながる「デジタル田園都市国家構想」の実現に向けて、「デジタル田園都市国家構想実現会議」が開催され、「地方を支えるデジタル基盤の整備」が検討されることとなった。本会議としても、デジタル臨時行政調査会と連携して、当該基盤整備に向けた規制・制度改革に取り組んでいく。

なお、グリーンの分野については、2050年カーボンニュートラルや2030年度の温室効果ガス削減目標の実現に向けた再生可能エネルギーの適切な導入拡大のために、規制改革推進会議とは別の枠組みである「再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース」において、規制改革に関する議論が行われることとされている。同タスクフォースは、今後、洋上風力発電の推進や地域との共生などの従前の検討課題のフォローアップのみならず、EV時代におけるリチウムイオン蓄電池に係る「消防法」の見直しやデジタル改革・行政改革の視点を踏まえた「電気保安規制」の見直しなど、新しいテーマについても取り上げる予定であり、本会議としても同タスクフォースの取組を注視していく。

本会議は、引き続き、規制改革に関する取組の加速・拡大を行うため、規制所管省庁と引き続き議論を行い、来年6月を目途に答申を取りまとめることとする。

II それぞれの柱における規制改革の推進

1. 全ての分野の共通基盤となるデジタル改革

(デジタル基盤の整備)

ア デジタル化に向けた環境の整備等

【a : 速やかに措置、

b : 法令において登記事項証明書の添付が求められる手続における情報連携の拡大について、令和3年中に工程表を策定し取組を開始。

　　国の行政機関間の全ての商業登記情報連携の無償化について、

　　令和3年中に措置。独立行政法人及び地方公共団体との間の

　　全ての連携の無償化について、令和3年度中を目途に措置】

a デジタル庁は、行政手続におけるオンライン利用率を大胆に引き上げる取組にも資するよう、手続所管府省と連携し、申請等の主体や受け手、手続件数等に応じて、各府省が共通的に利用するシステムの開発・改修やシステム間の情報連携の拡大を推進するとともに、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」等において、行政手続のオンライン化に係るシステム整備の在り方等を提示する。

b 法務省は、デジタル庁と連携し、法令において登記事項証明書の添付が求められる手続については、能動的に働きかけを行い、情報連携の促進に係る工程表を作成し、可及的速やかに添付書類の省略を実現する。

　また、法務省は、法整備も視野に入れ、給付事務用やGビズID発行事務用等を含めた国の行政機関間の全ての商業登記情報連携を無償化するとともに、独立行政法人及び地方公共団体との間の全ての連携についても無償化を進める。これによりデジタルで手続を完結させ、紙の登記事項証明書の添付省略を促進する。

イ 行政の手続におけるキャッシュレス化の推進

【a : 令和3年度以降可能なものから順次措置、

b : 令和6年度措置、c : 措置済み、

d : 令和3年度検討開始、結論を得次第速やかに措置、

e, f : 可能なものから速やかに措置、

g : (前段) 次期通常国会に法案提出、(後段) 令和3年度検討開始、早期に結論】

a 警察庁は、交通反則金の納付に係るインターネットバンキングやATMからの交通反則金専用口座への振込等による納付について、秋田県及び島根県において開始された試行的実施状況の検証や納付方法の更なる多様化に向けた検討の状況を踏まえ、全国的な導入を進める。

b 法務省は、法務局において支払う手数料等について、窓口でクレジットカードによる納付が可能となるよう措置する。

c 特許庁は、特許料等の納付について、オンライン申請に限定されているクレジットカードによる納付を、令和4年4月から窓口でも利用可能とする。

- d 國土交通省は、運輸支局等において納付する検査登録手数料及び自動車重量税について、事前にクレジットカードを登録しておくことによる一括決済を導入する。
- e 各府省は、支払い件数が1万件以上の手続等についてオンライン納付に取り組む。
- f 各府省は、上記の他①又は②に該当する手続等のうち、窓口支払い件数が1万件以上のもの（それと同一の窓口で行われる手続等を含む。）について、現金又はキャッシュレス納付に取り組む。
 - ①オンライン納付に対応せず、窓口支払いに限られる手続等
 - ②オンライン納付に対応していても、窓口支払いが多く残ると見込まれる手続等
- g デジタル庁は、行政の手続における手数料等について、キャッシュレス納付が可能となるよう、必要な法整備を行うとともに、各府省におけるキャッシュレス化が効率的・効果的に実施されるようシステムの在り方を示す等の必要な措置を講ずる。

ウ ローカル5Gの普及拡大に向けたガイドラインの解釈や手続の明確化

【令和3年検討開始、令和3年度内措置】

総務省は、ローカル5Gの導入・利用の普及拡大のため、「ローカル5G導入に関するガイドライン」に記載されている法の解釈を一層明確化するとともに、手続方法の説明を拡充するなど、ユーザー目線から分かりやすい表記に改定する。具体的には、「ローカル5G導入に関するガイドライン」において、ローカル5Gのグループ企業内利用を念頭に、「電気通信事業を営む」に該当しない事例やIMS（International Mobile Subscription Identity）の使用事例を追記し、解釈や手続を明確化する。また、同期・準同期方式の変更時申請手順や免許発行後の手續も追記するほか、ローカル5Gの利用者となる事業者からの要望がある項目について必要な追記を行う。

エ 5Gの普及拡大に向けた取組

【令和3年度措置】

総務省は、令和4年に予定される新たな5G用周波数（2.3GHz帯）の割当てにおいて、過疎地、離島など条件不利地域等における基地局開設を促進する評価指標を導入する。

（常駐・専任規制の見直し）

オ 電力・都市ガス・高圧ガスの分野における保安のテクノロジー化（スマート保安）に向けた規制見直し

【次期通常国会への法案提出を検討】

経済産業省は、電力、都市ガス及び高圧ガスの分野において、テクノロジーを活用しつつ自立的に高度な保安を確保できる事業者（以下「高度保安事業者」という。）については、行政の適切な監査・監督の下で、画一的な個別・事前規制から、事業者の保安力に応じたリスクベースの柔軟な規制体系へ移行する。具体的には、高度保安事業者について、①許可・事前届出から事後届出・記録保存への変更、②自主検査への移行（類似の公的検査の廃止）、③検査手法や時期の柔軟化（定期検査から常時監視へなど）、④検査記録の提出義務の廃止（記録保存化）など、手続・検査に係る規制を見直す。これらの見直しについて、産業構造審議会での結論を踏まえ、次期通常国会への関連法案の提出を念頭に、検討を進める。

力 建設業における技術者等の配置・専任要件及び資格要件の見直し

【a, c：令和3年検討開始、令和4年春を目途に結論、
結論を得次第可能なものから速やかに措置、
b：令和3年措置】

- a 國土交通省は、担い手の確保や育成、生産性の向上が課題となっている建設業について、「適正な施工確保のための技術者制度検討会（第2期）」を開催し、デジタル技術の利活用や働き方の多様化を前提とした規制の適正化・精緻化に向けて、工事現場などにおける適正な施工の確保のための技術者の配置・専任要件について、デジタル技術の利活用を柔軟に認めつつ、建設工事の規模・種別ごとの実態も踏まえ、必要な見直しを行う。
- b 國土交通省は、昨今のデジタル技術の利活用の進展を踏まえて、可能なものから早期に、技術者をどのように配置すべきかなどの配置・兼務に係る考え方及び営業所専任技術者・経営業務管理責任者等の一定の条件下でのテレワークによる職務従事が常勤・専任の要件を欠くものではないことを明確化し、周知するなどの対応を行う。
- c 國土交通省は、建設業の技術者となるための資格取得及び受検の要件について、当該要件が技術者として建設工事を適正に実施するために必要な知識及び能力を確認するために定められていることを踏まえ、資格取得や受検の要件として実務経験年数を設けることの必要性、学歴に応じて実務経験年数に差異を設けることの合理性、指定学科の範囲の在り方に関する点検・検証を行い、その結果に基づいて必要な見直しを行う。

キ 事業用電気工作物に関する電気主任技術者等の選任要件等の見直し

＜電気主任技術者等の選任要件等の見直し＞

【令和3年度結論、結論を得次第速やかに措置】

- a 経済産業省は、電気事業法に基づく現行の保安規制において、特別高圧（5万V以上）で系統連系する大規模再エネ設備の設置場所へ2時間以内に到達できる第2種電気主任技術者の選任を求めているところ、第2種電気主任技

術者がスマート保安技術を活用して確実な指揮監督を行うことを前提として、2時間以内に同設備に到達できる者を担当技術者とする組織形態も可能とする方向で検討を行い、必要な措置を講ずる。

＜外部委託制度における月次・年次点検周期の見直し＞

【令和4年度より技術確認を実施し、順次規制見直しに反映】

- b 経済産業省は、自家用電気工作物の電気主任技術者を外部委託する場合、告示等にて点検頻度（例：月次点検を1月に1回以上実施、年次点検を1年に1回以上実施など）を定めているところ、スマート保安技術を実装し、高い保安レベルを確保している事業者に対する点検頻度の検討を行い、結論を得る。

＜電気主任技術者試験の試験回数の見直し＞

【令和4年度措置】

- c 経済産業省は、電気主任技術者の将来的な人材不足が懸念されるところ、受験機会を増やすこと（第3種を年1回→年2回）による資格者の確保について検討を行い、結論を得次第、速やかに所要の措置を講ずる。

＜有機ランキンサイクル方式のバイナリー発電設備に係るボイラー・タービン主任技術者選任方法等に係る見直し＞

【令和3年度結論、結論を得次第速やかに措置】

- d 経済産業省は、有機ランキンサイクル方式のバイナリー発電設備について、発電設備等の工事、維持及び運用に関する保安の監督を行うためにボイラー・タービン主任技術者の選任が必要とされているところ、そのリスクや他国における保安規制を調査するとともに、ボイラー・タービン主任技術者の選任方法等について検討を行い、結論を得て、必要な措置を講ずる。

＜ダム水路主任技術者に係る実務経験年数等の見直し＞

【令和3年度結論、結論を得次第速やかに措置】

- e 経済産業省は、将来的な人材不足が懸念されるダム水路主任技術者の免状取得に当たり求められている実務経験年数について、講習受講等による実務経験年数の短縮や実務経験年数の対象業務の見直しに係る検討を行い、結論を得次第、速やかに所要の措置を講ずる。また、ダム水路主任技術者が統括管理できる事業場数の上限や到達時間の制限の見直しの検討を行い、結論を得る。

ク バイオマスボイラーの遠隔制御監視基準の見直し

【令和3年検討・結論、令和3年度措置】

- 厚生労働省は、バイオマスボイラーについて、ボイラー設置場所以外で遠隔監視する場合、遠隔監視室を設置する場合の基準を示す一方、遠隔監視室以外の場

所においての監視装置による監視の基準を示していないところ、監視装置の監視の基準について専門家による技術的検討を行い、速やかに通達の改正を行う。

ヶ サービス付き高齢者向け住宅における有資格者の常駐要件の見直し

【令和3年度検討開始、結論を得次第速やかに措置】

国土交通省及び厚生労働省は、原則として、夜間を除き、状況把握サービス及び生活相談サービスに従事する有資格者に課された常駐要件について、入居者の安全・安心及び居住の安定を十分確保することを前提としつつ、デジタル技術活用などを踏まえた見直しの検討を行い、必要な措置を講ずる。

(行政手続等における書面・対面規制の見直し)

書面・押印・対面を前提とした我が国の行政手続の制度・慣行を抜本的に見直し、デジタル技術を活用し、いつでも、どこでも、簡便に行政手続を行えるようにすることで、国民生活の質を高め、個人や事業者が新たな付加価値を創出しやすい社会を構築する。

各取組に当たっては、「オンライン化」や「オンライン利用率」は一つの指標であって目的ではないことに留意し、国民の利便性向上・事業活動の生産性向上、さらには行政の高度化など具体的な価値の向上を実現すべく、徹底した国民目線・事業者目線に立って改革を推進する必要がある。

コ 行政手続のオンライン化の推進

【a : 可能な限り前倒しを図りつつ、令和7年までに措置、b : 措置済み、

c : (オンライン化) 令和3年末までに措置、

(標準化) 令和3年度末までに調査を実施し、その後、

進捗状況を速やかに把握した上で、可能なものから順次措置、

d : 令和4年度末までに結論を得て、可能なものから順次措置、

e : 令和4年度から取組を開始し、可能なものから順次措置】

a 各府省は、法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して書面の作成・提出等を求める行政手続のうち、令和7年までにオンライン化する方針が決定している約18,000種類の手続について、可能な限り前倒しを図りつつ措置する。なお、オンライン化の手法等については、今後の情報通信技術の発展、政府の方針等を踏まえ柔軟に改善する。

各府省における対応の進捗は、デジタル庁が実施する「行政手続等の棚卸」により、明らかにする。

なお、地方公共団体と事業者の間の手続であって年間1万件以上の手続については、下記「サ 地方公共団体と事業者の間の手続のデジタル化」に従い、オンライン化に取り組むものとする。

あわせて、年間手続件数が10万件以上の行政手続等については、下記「ス 行政手続におけるオンライン利用率を大胆に引き上げる取組の推進」に従い、オ

ンライ化及びオンライン化後のオンライン利用促進の取組に向けた道筋を明らかにするものとする。

- b 経済産業省は、熱供給事業法（昭和47年法律第88号）に基づき書面の提出を求める手続について、産業保安システム等を用いてオンライン化するとともに、その利用拡大に向け、周知徹底を図る。
- c 國土交通省は、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）に基づき書面の提出を求める電線共同溝の占用許可申請について、オンライン化するとともに、標準様式の普及を図る。標準様式の普及を図るに当たっては、各道路管理者における標準様式の活用状況を調査し、標準化の進捗状況を速やかに把握するとともに、必要な措置を講ずる。
- d 厚生労働省は、健康保険組合における法定帳簿、請求書及び領収書等の電磁的記録による保存について、適かつ速やかに普及が図られるよう、健康保険組合の体制整備も含め検討を行い、必要な措置を講ずる。
- e 環境省は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき地方公共団体へ産業廃棄物関係申請・届出等の書面の提出を求める手続について、国による一元的なプラットフォームの整備及び地方公共団体向け標準仕様書の策定等の実現に向け、必要な取組を開始する。

その際には、事業者目線で手続・運用の標準化に取り組み、事業者にとって利便性が高いU I ・ U X (User Interface・User Experience) を実現するとともに、手続面におけるローカルルールの廃止が現場レベルで徹底されるよう取り組む。また、マイナンバーカードやGビズIDの活用、各種証明書の添付省略等のワンストップ、地方公共団体内部の業務のデジタル化が図られるよう取り組む。

サ 地方公共団体等と事業者の間の手続のデジタル化

【a, b : 可能なものから順次措置、

c : 速やかに検討を開始し、可能なものから順次措置、

d : 令和3年度から取組を開始し、可能なものから順次措置】

- a 関係府省は、以下の取組対象手続について、令和3年6月の規制改革実施計画を踏まえ、可能な限り前倒しを図りつつ、デジタル化を行う。

〈取組対象〉

- 特定非営利活動促進法関係手続（内閣府）
- 警察関係手続（警察庁）
- 消防法令における各種手続（講習のオンライン化含む）（総務省）
- 社会保障等に係る資格における手続（デジタル庁、財務省、厚生労働省）
- 経営革新計画の申請等手続（経済産業省）
- 建築基準法に基づく建築設備及び昇降機等の定期検査の結果報告（國土交通省）

b 関係府省は、地方公共団体等と事業者の間の手続のうち、以下の取組対象手続について、可能な限り前倒しを図りつつ、遅くとも、それぞれの手続欄に掲げる期限までに、プラットフォームを整備（※）の上、デジタル化に取り組む。

※e-Gov やマイナポータル等の既存のオンラインプラットフォームの活用を含む。

＜取組対象＞

- ・ 指定医療機関の変更の届出（令和5年4月）（厚生労働省）
- ・ 医療法人の事業報告書等の届出（令和4年度）（厚生労働省）
- ・ 業務に従事する歯科技工士の届出（令和6年度）（厚生労働省）
- ・ 宅地建物取引業の免許の変更、更新等（令和6年）（国土交通省）
- ・ 河川法に基づく手続（令和5年3月）（国土交通省）
- ・ 要配慮者利用施設の避難確保計画・避難訓練結果の報告（令和5年3月）（国土交通省）
- ・ 土地形質の変更の届出（令和7年4月）（環境省）
- ・ 特定粉じん排出等作業の実施の届出（令和7年4月）（環境省）

c 関係府省は、地方公共団体等と事業者の間の手続のうち、以下の取組対象手続について、デジタル庁、地方公共団体その他の関係者と協議しつつ、オンライン化に向けた具体的方針（具体的方針を決めることが困難な場合は、具体的方針を決めるための道筋）を明らかにした上で、デジタル化に取り組む。

＜取組対象＞

- ・ 指定障害福祉サービス事業者の指定の申請等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）（厚生労働省）
- ・ 指定障害児通所支援事業者の変更の申請等（児童福祉法）（厚生労働省）
- ・ 店舗販売業の許可の申請等（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律）（厚生労働省）
- ・ 医療保護入院者の病状の報告（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律）（厚生労働省）
- ・ 麻薬小売業者が行う定期届出（麻薬及び向精神薬取締法）（厚生労働省）
- ・ 沖縄精神障害者特別措置医療費の支払請求（沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令）（厚生労働省）
- ・ 美容所開設の届出（美容師法）（厚生労働省）
- ・ 保安係員の選任・解任の届出等（高圧ガス保安法）（経済産業省）
- ・ 景観計画区域内における行為の届出（景観法）（国土交通省）
- ・ 開発許可申請（都市計画法）（国土交通省）

- 土地に関する権利の移転又は設定後における利用目的等の（変更）届出（国土利用計画法）（国土交通省）
 - 狩猟免許の申請・更新等手続（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律）（環境省）
 - 高濃度ポリ塩化ビフェニル・低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る保管等の届出（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法）（環境省）
- d 総務省は、地方公共団体の入札参加資格審査申請から見積書の提出、契約の締結や請求書の提出までの調達に関する一連の手續が地方公共団体ごとに異なることが地域をまたいで活動する事業者等に大きな負担となっており、この一連の手續（地方公共団体側のものを含む。）を標準化・デジタル化すべきとの意見を踏まえ、地方公共団体、デジタル庁等の意見も聞きつつ、次の取組を行う。
- 競争入札参加資格審査申請に係る標準項目の活用及び電子申請システムへの反映、見積書や請求書等の支出根拠書類の押印見直しについて促す（措置済み）。
 - 地方公共団体の調達に関する一連の手續については、令和4年上期の標準項目等の活用状況に係るフォローアップ調査において、当該手續の電子化・オンライン化に係る地方公共団体の意見や実態を把握しつつ、事業者の意見も把握し、当該手續の電子化・オンライン化を更に進める方策について検討を行い、速やかに結論を得る。

シ 性質上オンライン化が適当でない行政手続の検証

【速やかに検討を開始し、可能なものから順次措置】

各府省は、性質上オンライン化が適当でないと考える432種類の手續のうち、少なくとも年間の手續件数が1万件以上の手續について、最新のデジタル技術や補完的手段の活用等によるオンライン化を含む利用者負担の軽減策について、引き続き検討する。

失業認定関連手續を含む雇用保険の受給関連手續について、最新のデジタル技術や補完的手段の活用等によるオンライン化を含む利用者負担の軽減策について検討する。

ス 行政手続におけるオンライン利用率を大胆に引き上げる取組の推進

【a：引き続き措置、b：速やかに措置、c：引き続き措置、

d, e：速やかに検討を開始し、可能なものから順次措置、

f, g：可能なものから順次措置、

h：（利用状況等の分析）令和3年度措置、

（オンライン利用率を大胆に引き上げる取組）令和4年度から速やかに措置、

- i : 令和 3 年度末まで実施されている調査研究の結果を踏まえ、可能な限り前倒しを図りつつ、可能なものから順次措置、
- j : 速やかに検討を開始し、可能なものから順次措置、
- k : 可能なものから順次措置、
- l : 速やかに検討を開始し、令和 3 年度から必要な取組を開始、
- m : 令和 3 年度から取組を開始し、可能なものから順次措置、
- n, o : 可能なものから順次措置、
- p : 令和 3 年度から取組を開始し、可能なものから順次措置、
- q : 実施できていない府省については、速やかに措置、
- r : 可能な限り前倒しを図りつつ、可能なものから順次措置】

各府省は、手続件数、手続の性質、手続の受け手となる機関等に応じた優先順位を踏まえつつ、オンライン利用が 100% のものなどを除き、原則として年間 10 万件以上の手続を含む事業の全てについて、オンライン利用率を大胆に引き上げる取組を実施する。

- a 各府省は、令和 2 年度に旗艦的なものとして開始した以下の 28 事業（年間手続件数が 10 万件以上の行政手続：106 種類を含む）について、規制改革推進会議が示す考え方も踏まえ、短い期間で P D C A を回してオンライン利用率を大胆に引き上げる取組を着実に推進する。

＜取組対象＞

- ・ 児童手当の受給資格及び所得に関する現況の届出（内閣府）
- ・ 道路使用許可の申請（警察庁）
- ・ 自動車の保管場所証明の申請（警察庁）
- ・ 免許証の再交付の申請（警察庁）
- ・ 役員又は主要株主の売買報告書の提出（金融庁）
- ・ 少額短期保険募集人の役員又は使用人の届出、少額短期保険募集人の役員又は使用人の届出事項の変更届出（金融庁）
- ・ 電子入札、電子契約（デジタル庁）
- ・ 法人住民税・法人事業税関連手続（総務省）
- ・ 自動車税関連手続（総務省）
- ・ 在留申請関連手続（法務省）
- ・ 商業・法人登記関連手続（法務省）
- ・ 不動産登記関連手続（法務省）
- ・ 国税申告手続等（財務省）
- ・ 国税納付手続等（財務省）
- ・ 就学支援金受給資格認定の申請（文部科学省）
- ・ 保護者等収入状況の届出（文部科学省）
- ・ 厚生年金保険関連手続（厚生労働省）
- ・ 雇用保険関連手続（厚生労働省）
- ・ 求人の申込み（職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号））（厚生労働省）

- 営業許可の申請等（食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号））（厚生労働省）
 - 農林水産省所管の全行政手続（共通申請サービス（eMAFF））（農林水産省）
 - 経営力向上計画の申請等（経済産業省）
 - 中小企業倒産防止共済（経営セーフティ共済）及び小規模企業共済（経済産業省）
 - 建設業の許可、経営事項審査に係る手続（国土交通省）
 - 自動車の新規登録・変更・移転・抹消登録（国土交通省）
 - 建築基準法に基づく建築確認、建築設備・昇降機等の定期検査の結果の報告、大臣認定手続のオンライン化（国土交通省）
 - 産業廃棄物のマニフェスト制度（環境省）
 - 犬と猫のマイクロチップ情報登録（環境省）
- b 環境省は、電子マニフェストが排出事業者、収集運搬業者、処分業者の三者全てが使用することで機能する制度であることを踏まえ、原則として全ての事業者に使用を義務付けることを含め、範囲の段階的な拡大について検討を行い、必要な措置を講ずる。
- c 各府省は、令和 3 年度からオンライン利用率を大胆に引き上げる取組を開始した以下の 63 事業（年間手続件数が 10 万件以上の行政手続：135 種類を含む）について、規制改革推進会議が示す考え方も踏まえ、短い期間で P D C A を回してオンライン利用率を大胆に引き上げる取組を着実に推進する。

＜取組対象＞

- 教育・保育給付制度（内閣府）
- 遺失した旨の届出（警察庁）
- 施設占有者からの物件の提出の際の提出書の提出（警察庁）
- 遊技機の増設、交替その他の変更（警察庁）
- 安全運転管理者等の選任又は解任の届出（警察庁）
- 通行禁止道路の通行許可の申請（警察庁）
- 積載重量等の制限外許可申請（警察庁）
- 軽自動車の保管場所の届出（警察庁）
- 免許の申請（警察庁）
- 免許の取消しの申請（警察庁）
- 運転経歴証明書の交付の申請（警察庁）
- 国外運転免許証の交付の申請（警察庁）
- 家計調査オンライン調査システム（総務省）
- 経済構造実態調査オンライン調査システム（総務省）
- 火災予防分野の各種手続における電子申請等の導入（総務省）
- 労働力調査オンライン調査システム（総務省）
- 地方税ポータルシステム（eLTAX）（総務省）

- ・ 中長期在留者及び所属機関等による届出手続（法務省）
- ・ 成年後見登記（法務省）
- ・ 戸籍関連（法務省）
- ・ 上陸申請手続（法務省）
- ・ 在留届の各種届出（新規/変更/帰国、出国）（外務省）
- ・ 外国往来船又は外国往来航空機との貨物の授受を目的とする交通の許可申請（財務省）
- ・ 外国貨物の蔵入れ、移入れ、展示等及び総保入れの承認（財務省）
- ・ 船用品又は機用品の積込に関する手続（財務省）
- ・ 銀行等を経由する支払等の報告（財務省）
- ・ 労働基準法関連手続（厚生労働省）
- ・ 労働保険関連手続（厚生労働省）
- ・ 労災保険特別加入関連手続（厚生労働省）
- ・ 労働安全衛生法の規定に基づく労働基準監督署への報告（厚生労働省）
- ・ 労働安全衛生法に基づく免許試験の受験手続関係（厚生労働省）
- ・ 外国人雇用状況届出システムに届け出る外国人雇用状況届出（厚生労働省）
- ・ 求職の申込み（厚生労働省）
- ・ 採否結果の通知（厚生労働省）
- ・ 高年齢者の雇用状況等の定期報告（厚生労働省）
- ・ 対象障害者の雇用に関する状況の報告（厚生労働省）
- ・ 手帳の請求（手帳申込）手続（厚生労働省）
- ・ 保険医療機関等の申請手続等事業（厚生労働省）
- ・ 国民年金・厚生年金保険等関連手続（個人からの提出手続）（厚生労働省）
- ・ 病院報告の提出（厚生労働省）
- ・ 毎月勤労統計調査（厚生労働省）
- ・ 経済産業省生産動態統計調査（経済産業省）
- ・ 再生可能エネルギー発電事業計画認定申請（経済産業省）
- ・ 商業動態統計調査（経済産業省）
- ・ 情報処理技術者試験（経済産業省）
- ・ 電気計器の検定関連手続（経済産業省）
- ・ 特許出願等手続（経済産業省）
- ・ 一般貨物自動車運送事業の事業計画の変更の届出（国土交通省）
- ・ 対象建設工事の届出（国土交通省）
- ・ 保障契約情報の事前通報（国土交通省）
- ・ 雇入契約成立等の届出（国土交通省）
- ・ 係留施設使用許可申請及び出入港届（国土交通省）
- ・ 海上交通安全法及び港則法関連手続（国土交通省）

- 操縦免許証の有効期間の更新（国土交通省）
 - 自動車損害賠償責任保険証明書の提示（国土交通省）
 - 自動車輸送統計調査（国土交通省）
 - 自動車の予備検査（国土交通省）
 - 検査対象軽自動車の継続検査・新規検査・記載事項変更（国土交通省）
 - 検査対象外軽自動車の使用の届出等（国土交通省）
 - 公営住宅の入居申請等（国土交通省）
 - 長期優良住宅建築等計画の認定（国土交通省）
 - 公害健康被害の補償等に関する法律に基づく療養手当等の請求（環境省）
 - 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく手続のオンライン化（環境省）
- d 各府省は、現時点でオンライン利用率を大胆に引き上げる取組を行うことが困難としている124手続について、以下eからrまでの取組を実施するほか、今後の情報通信技術の発展、政府の方針等を踏まえ、オンライン化及びオンライン利用率の引上げに向け、必要な取組を行う。
- e 内閣府は、主体的にデジタル庁、総務省等の関係府省と連携の上、児童手当の認定の請求等のオンライン化及びオンライン利用率の引上げに向け、可能なものから順次必要な措置を講ずる。
- f 総務省は、主体的にデジタル庁と連携の上、国家資格情報連携に関する管理システムの開発・構築の状況を踏まえつつ、危険物取扱者免状のデジタル化の実現等を検討し、オンライン化及びオンライン利用率の引上げに向け、可能なものから順次必要な措置を講ずる。
- g 総務省は、行政文書の開示請求について、内閣府における行政文書の電子的管理の検討状況を踏まえ、情報公開業務のプロセス全体が効率化されるよう留意しつつ、オンライン化及びオンライン利用率の引上げに向け、可能なものから順次必要な措置を講ずる。あわせて、各府省と連携して、手数料のキャッシュレス化を推進する。
- h 法務省は、供託の申請及び供託物の払渡請求、動産譲渡登記事項概要証明書等の交付請求について、令和3年度中にオンライン利用率の引上げに向けた利用状況等の分析を完了し、令和4年度から速やかにオンライン利用率を大胆に引き上げる取組を着実に推進する。
- i 法務省及び厚生労働省は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）に基づく監査報告書の提出及び技能実習計画の認定申請について、令和3年度末まで実施されている調査研究の結果を踏まえ、可能な限り前倒しを図りつつ、オンライン化及びオンライン利用率の引上げについて、可能なものから順次必要な措置を講ずる。
- j 外務省は、一般旅券の発給申請等の手続について、デジタル化の推進により国民の利便性向上及び事務の効率化等を図る観点から、速やかに基本計画を

策定の上、オンライン化及びオンライン利用率を大胆に引き上げる取組を推進する。

また、希望者に対して出頭を求めることなく配送によって旅券を交付することを可能とすることについて、電子申請及び令和6年度の次世代旅券・集中作成方式の導入を踏まえ、マイナンバーカードを活用した本人確認等による安全かつ確実な交付のためのシステム構築・制度設計に向け、速やかに検討を開始し、必要な措置を講ずる。

- k 外務省は、在外公館における査証の発給申請について、国際的な人の往来の再開状況を踏まえつつ、オンライン化及びオンライン利用率を大胆に引き上げる取組を着実に推進する。
- l 財務省は、国家公務員共済組合法における被扶養者に係る届出等について、速やかにデジタル庁との調整を完了し、オンライン化及びオンライン利用率を大胆に引き上げる取組を着実に推進する。

なお、取組を進めるに当たっては、経済産業省において、中小企業基盤整備機構が行う「中小企業倒産防止共済（経営セーフティ共済）及び小規模企業共済」で抜本的なBPR（Business Process Re-engineering）とデジタル化が進められていることを参考に、オンライン利用率を大胆に引き上げる基本計画等を策定する。

- m 文部科学省は、私立学校教職員共済における標準報酬月額の届出等について、令和3年度中の可能な限り速やかな時期に私立学校関係者との検討の場を構築し、妥当な期間、金額等の具体的な検討を開始するとともに、オンライン化及びオンライン利用率の引上げに向け、可能なものから順次必要な措置を講ずる。

なお、取組を進めるに当たっては、経済産業省において、中小企業基盤整備機構が行う「中小企業倒産防止共済（経営セーフティ共済）及び小規模企業共済」で抜本的なBPRとデジタル化が進められていることを参考とする。

- n 厚生労働省は、主体的にデジタル庁と連携の上、国家資格情報連携に関する管理システムの開発・構築の状況を踏まえつつ、技能検定の受検の申請、医師等国家試験及び医師等国家試験予備試験の手続について、オンライン化及びオンライン利用率の引上げに向け、可能なものから順次必要な措置を講ずる。

- o 厚生労働省は、年間手続件数が10万以上の行政手続であって、オンライン化及びオンライン利用率の引上げに向け、デジタル庁と対応方針を検討中の手続について、可能なものから順次必要な措置を講ずる。

- p 厚生労働省は、中小企業退職金共済における掛金月額の変更申込み等について、令和3年度中の可能な限り速やかな時期に具体的な検討を開始するとともに、オンライン化及びオンライン利用率の引上げに向け、可能なものから順次必要な措置を講ずる。

なお、取組を進めるに当たっては、経済産業省において、中小企業基盤整備

機構が行う「中小企業倒産防止共済（経営セーフティ共済）及び小規模企業共済」で抜本的なBPRとデジタル化が進められていることを参考とする。

- q 各府省は、オンライン利用率の大胆な引上げを含むデジタル化の推進のため、デジタル技術又は民間におけるデジタル改革について知見のある者の登用を含め、規制改革推進に関する答申（令和3年6月）Ⅱ6. (2)アの「基本的考え方」に示した取組を確実に実施できる体制を整備するとともに、手続面におけるローカルルールの廃止が現場レベルで徹底されるよう取り組む。
- r 法務省は、デジタル庁を始めとする関係府省と連携し、戸籍謄抄本の添付を求める全ての行政手続において、原則として添付を不要とすることができるよう、必要な取組を行う。民民間手續を含め将来的な戸籍情報の利用の在り方について検討を行う等国民目線に立った利便性向上及び行政事務の効率化を目指す。

あわせて、オンラインによる士業者からの職務上請求を導入することができるよう、市区町村、関係府省、士業団体等の関係者の意見を聴き、できるだけ速やかに結論を出す。職務上請求以外の代理請求・第三者請求については、オンライン申請の仕組みの構築や普及促進に向けて、請求者が権限を有していること等を確認する必要がある等の課題に対して、速やかに対応策を講ずる。

セ 行政手続における押印の見直しの推進

【令和5年を目途に措置】

行政手続における押印の見直しについては、令和3年末までに99%超の行政手続において、押印義務が廃止された。

国土交通省は、押印を見直すとしていた海事代理士に係る5種類の手続について、令和5年度までに開発・構築が予定される「資格管理者等が共同利用できる資格情報連携等に関するシステム」の活用を念頭に、「本人確認」及び「作成書類の真正性」についての代替措置を担保した上で、令和5年を目途に法改正を含む見直しのための必要な措置を講ずる。

ソ 地方公共団体や独立行政法人等が受け手となる手続における押印の見直し

【速やかに措置】

地方公共団体や独立行政法人等が受け手となる行政手続において、現場レベルで押印の見直しが徹底されていないとの意見が散見されることから、各府省は、所管する行政手続について、意見を捉え適宜、必要な措置を講ずる。

タ 民事訴訟手続のデジタル化

【a : 次期通常国会に法案提出、
b : 令和4年度以降可能なものから速やかに措置、
c : 令和4年度以降継続的に措置、
d : 速やかに検討を開始】

- a 法務省は、民事訴訟手続のデジタル化に向け、次期通常国会に必要な法案を提出する。その際、デジタルを標準とするため、インターネットを用いてする申立て等の在り方について検討し、少なくとも訴訟代理人があるときはインターネットを用いてする申立て等によらなければならないこととする。また、民事訴訟手続における審理終結までの予測可能性を高めるため、審理期間や口頭弁論の時期等についてあらかじめ定める新たな訴訟手続を導入するとともに、当該手続が実際に活用されるよう、利便性が十分に高いものとする。
- b 法務省は、民事訴訟手続のデジタル化について、遅くとも令和7年度に本格的な運用を円滑に開始するため、司法府における自律的判断を尊重しつつ、令和5年度中にウェブ会議を用いた口頭弁論の運用を開始するなど、申立て、書面提出、記録の閲覧、口頭弁論といった個別の手続ごとに区分した上で、国民にとってデジタル化のメリットが大きく、かつ、早期に実現可能なものから試行や先行運用を開始できるように環境整備に取り組む。
- c 法務省は、デジタル化された民事訴訟手続を利用して本人訴訟を行う者に対するサポートを充実させるとともに、デジタル化による事務処理コストの低減を踏まえ、書面による申立て等に比べてインターネットを用いてする申立て等の手数料を引き下げるにより、インターネットを用いてする申立て等が標準となるよう取り組む。
- d 法務省は、民事訴訟手続のデジタル化に当たって、司法府における自律的判断を尊重しつつ、デジタル庁とも連携の上、最高裁判所が整備するシステムについて、①個別の手続ごとのシステム整備が容易となるようシステム間の疎結合を意識した設計を行うこと、②個別の手続だけでなく一連の手続を通してデジタル化されること、③必要な場合に行政との情報連携が可能なものとなること、④外部ベンダーと連携することができるようAPIを開放すること、⑤リスクベースアプローチに基づき、クラウドサービス特有の問題点やインシデント発生時の対応も念頭に置いた適切なセキュリティを確保すること、⑥利用状況を把握するための客観的指標を設け、PDCAサイクルを回しながら、国民目線で利用しやすいものとすることについての環境整備に取り組む。

チ 家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等のデジタル化

【a : 令和4年度結論、
b : 令和5年の通常国会に法案提出、
試行や先行運用については令和5年度以降可能なものから速やかに措置、
本格的な運用については令和7年度以降速やかに措置、
c : 速やかに検討を開始】

- a 法務省は、倒産手続における債権届出等、デジタル化の効果が大きいと考えられる手続について、民事訴訟手続のデジタル化に関する規律にかかわらず、手続の特性に応じた更なるデジタル化を検討する。
- b 法務省は、家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等のデジタル化に向け、令和5年の通常国会に必要な法案を提出した上で、司法府における自律的判断を尊重しつつ、申立て、書面提出、記録の閲覧、口頭弁論といった個別の手続ごとに区分した上で、国民にとってデジタル化のメリットが大きく、かつ、早期に実現可能なものから試行や先行運用を開始し、民事訴訟手続のデジタル化に大きく遅れることのないよう、本格的な運用を開始できるように環境整備に取り組む。
- c 法務省は、家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等のデジタル化に当たって、司法府における自律的判断を尊重しつつ、デジタル庁とも連携の上、最高裁判所が整備するシステムについて、①個別の手続ごとのシステム整備が容易となるようシステム間の疎結合を意識した設計を行うこと、②個別の手続だけでなく一連の手続を通してデジタル化されること、③必要な場合に行政との情報連携が可能なものとなること、④外部ベンダーと連携することができるようA P I (Application Programming Interface) を開放すること、⑤リスクベースアプローチに基づき、クラウドサービス特有の問題点やインシデント発生時の対応も念頭に置いた適切なセキュリティを確保すること、⑥利用状況を把握するための客観的指標を設け、P D C Aサイクルを回しながら、国民目線で利用しやすいものとすることについての環境整備に取り組む。

(民間・準公共分野における書面・対面・常駐規制の見直し)

ツ 船荷証券の電子化

【令和3年度検討開始・結論、結論を得次第速やかに措置】

法務省は、「商事法の電子化に関する研究会」（令和3年4月立上げ）に引き続き参加し、貿易実務に係るユーザーの声を丁寧に聴取する。国際的な動向等も踏まえ、船荷証券の電子化に向けた制度設計も含めた調査審議を進め、令和3年度中に一定の結論を得、法制審議会への諮問などの具体的措置を速やかに講ずる。

テ 株主総会資料のオンライン提供の拡大

【a：措置済み、b：速やかに検討に着手し、必要に応じ令和4年措置】

- a 法務省は、株主総会資料のウェブ開示によるみなし提供制度の対象を拡大する措置について、速やかに再度措置を講ずる。同措置は、株主総会資料の電子提供制度の運用が開始されるまで継続するものとする。
- b 法務省は、ウェブ開示によるみなし提供制度の対象を拡大する措置の運用状況を検証しつつ、株主総会資料の電子提供制度に基づく書面交付請求において

て書面に記載することを要しない事項の拡大について、有識者を構成員とする研究会において検討し、その結果を踏まえ、必要な措置を講ずる。

ト 金融商品取引における書面交付原則のデジタル原則化

【令和3年検討開始、令和4年内を目途に結論、結論を得た後可能なものから措置】

金融庁は、書面交付を原則とする金融商品取引における顧客への情報提供について、顧客の投資判断等に資する適宜・適切な伝達・受領確認・アクセス確保など「デジタル完結」の意義・効果のみならず、金融事業者の環境配慮やコスト削減も踏まえ、顧客の求めがない場合にはデジタルでの情報提供のみを行う、原則デジタル化について金融審議会での検討を開始する。同審議会においては国内外の原則デジタル化に向けた改革の進展を踏まえ、従来からの顧客への情報提供のデジタル化や、顧客に対するより分かりやすい情報提供のあり方、対象とする顧客の範囲、書面交付を求める顧客の意思確認手法、必要な顧客保護のための措置など実務的対応も含めて結論を得、その結果に基づき、法案提出等必要な措置を行う。

ナ インターネットバンキングの利用促進

【a：令和4年上期のできるだけ早い時期に措置、

b：可能なものから速やかに措置、

c：令和4年下期のできるだけ早い時期に措置】

- a 金融庁及び経済産業省は、インターネットバンキングの利用を含めた取引のデジタル化が企業の生産性向上に資することを踏まえ、金融機関側・中小企業側の双方の視点から、法人インターネットバンキングの利用状況の実態把握、及び、利用促進に向けた課題の抽出を行う。
- b 金融庁は、「金融業界における書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討会」の場も活用し、U I・U Xの改善、利用頻度の高い手続のオンライン完結、窓口に比べた利用料の引下げ等に係る優良事例の横展開・公表やフォローアップ等を行う。また、金融庁及び経済産業省は、地域や利用者の属性に応じた適切な利用促進策を講ずる。
- c 金融庁及び経済産業省は、法人インターネットバンキングの普及・浸透の進捗を評価し、P D C Aサイクルを回す上で適切な指標及び目標値を設定するとともに、定期的に公表する。その際、自主的なものも含め、金融機関ごと、利用者の事業規模・業種ごと、都道府県ごとの指標の公表について検討する。

2. スタートアップ・イノベーション

ア 企業の会計業務におけるデータ流通の促進

【a：令和3年度措置、

b : 令和4年上期に検討の上、可能なものから速やかに措置、
c : 速やかに検討開始、
d : 令和4年上期措置、
e : 令和4年下期に検討の上、可能なものから速やかに措置】

- a 経済産業省は、クレジットカード決済サービスと会計ソフト等のAPI連携の実施が中小企業等の会計事務の効率化に資することを踏まえ、API連携の実施状況について速やかに把握するとともに、社会のデジタル化を促進する観点から目指すべき民間サービスによるデータ連携の目標を定め、民間主導による取組で十分な進展が図られるか検証する。
- b 経済産業省は、検証結果を踏まえ、目指すべきデータ連携の実現に向け、データ利活用の技術の進展も見据えつつ、法制化を含む措置を検討し、必要な措置を講ずる。
- c 経済産業省は、APIの整備に伴い生じるコスト負担について、データ流通の促進を過度に妨げることのないよう、その在り方について検討する。
- d 金融庁は、資金移動業者・前払式支払手段発行者（以下、資金移動業者等という）が提供する企業向け決済サービスと企業が会計事務に利用する会計ソフトとのAPI連携の実施状況について把握するとともに、企業の会計業務の効率化に資する民間サービスによるデータ連携が図られるか検証する。
- e 金融庁は、検証結果等を踏まえ、資金移動業者等の競争環境や市場規模、イノベーションに与える影響等に留意しつつ、更なる対応が必要かを検討する。

イ 電力データの利活用促進に向けた環境整備

【引き続き検討、令和4年上期措置】

経済産業省は、令和2年通常国会で改正法が成立した電気事業法（昭和39年法律第170号）の内容を踏まえ、詳細な制度設計を行い、電力データを利活用したい事業者等による取組を着実に進めるための環境を整備する。制度設計に当たっては、個人情報保護や情報セキュリティ対策の観点とデータ利用者のユーザビリティの観点に留意しながら検討を行う。

ウ Maas推進も見据えたバス事業者の申請のオンライン化及びGTS-JPの普及・促進

国土交通省は、バス事業者の申請のオンライン化及びGTS-JP（General Transit Feed Specification Japan：いわゆる「標準的なバス情報フォーマット」）の普及・促進について、地域住民及び旅行者の移動の利便性向上に資するMaas推進も見据え、バス事業者の負担を考慮しつつ、以下の対応を講ずる。

【a : 令和3年度措置、b : 令和4年度措置】

- a バス事業者（一般旅客自動車運送事業者）が国土交通省に対して書面で行っている許可申請と事業計画の変更申請について、GTS-JPを申請に活用

できるかの観点も含めて検討し、令和7年までにオンライン化に取り組むことを前提に、バス事業者の申請作業及び受理に係る地方運輸局の業務の簡素化（BPR）を実現するための工程表を定める。

- b Maas推進も見据え、GTS-JPの果たす役割が大きいことに鑑み、その普及が進んでいる地域における取組などから得られる知見について、引き続き地方公共団体やバス事業者に広く周知する。

エ 物流における生産性向上に向けた改革

国土交通省は、コロナ禍の巣ごもり需要による貨物需要の増大に適切に対応するため、以下の対応を講ずる。

【a：令和4年度措置、b：令和3年検討開始、結論を得次第速やかに措置】

- a 令和3年9月1日に施行した「年末及び夏期等繁忙期におけるトラック輸送対策について」（平成15年2月14日自動車交通局貨物課長通達）に関して、改正後の状況を丁寧にモニタリングする。その結果を踏まえ、事業者の自家用車の制度について検討を行い、結論を得る。
- b ラストワンマイル配送において、上記通達でもカバーできない具体的なニーズの調査結果を踏まえ、ラストワンマイル配送の課題を整理するとともに、対応を検討し、結論を得る。

オ タクシーの利便性向上

国土交通省は、利用者の利便性向上及びタクシー事業者の負担軽減に資する方策として、ソフトメーターの導入に加え、需給に応じた変動運賃制度に関する検討を行うため、以下の対応を講ずる。

【a：令和3年の結論・措置を踏まえ、速やかに措置、

b：引き続き令和4年度検討、結論を得次第速やかに措置】

- a ソフトメーターの導入に当たって、令和3年10月から11月にかけて行った実証実験を踏まえた制度設計に基づき、スケジュールを定めた上で、ソフトメーターの規格が技術中立的なものとなるよう留意しつつ、策定に向けた検討を進め、結論を得る。また、ソフトメーターを通じて取得した運送に係るデータを、利用者の利便や運転者の売上の双方向上につなげることも視野に含め、タクシーサービスの向上のために適正かつ最大限に活用できるよう取り組む。
- b 変動運賃制度の在り方について、令和3年10月から12月にかけて行った実証実験で抽出された利用者ニーズや事業への影響等の運用上の課題へ対応し、タクシーの利用者やタクシー事業者の声に十分に配慮しつつ引き続き検討を進め、結論を得る。なお、検討に当たっては、公共交通機関に求められる妥当性に引き続き配慮するとともに、利用者の利便性向上やサービスの担い手であるタクシー運転者の持続的かつ安定的な確保につながる制度となるよう留意する。

力 Society 5.0 の実現に向けた電波制度改革

【令和 4 年中に結論】

総務省は、「新たな携帯電話用周波数の割当方式に関する検討会」において、令和 3 年度内に取りまとめ予定の電波オークション方式等のメリットやデメリットへの対応策等を踏まえ、経済的価値を一層反映した、電波の有効利用に資する新たな携帯電話用周波数の割当方式の検討の結果、結論を得る。

キ 高速無線 LAN 等搭載機器の開発推進に向けた欧米基準の無線試験レポートの活用促進

【令和 3 年度検討開始、令和 4 年度中に結論得次第速やかに措置】

総務省は、高速無線 LAN 等の普及を通じて Society 5.0 を実現する観点から、我が国の登録証明機関において欧米基準の無線試験レポートの活用を促進する環境整備を行う。具体的には、事業者の負担軽減に資する方策を検討することを目的として、構成員のバランスを考慮した上で、国内外の事業者や無線工学の専門家等が参画する検討会を設置する。同検討会においては、欧米基準の無線試験レポートと日本の試験項目の内容を比較することで、活用可能な項目を精査し、差分項目のみ試験を行うことを含め、利用者目線から議論や調査等を重ね、結論を得る。

ク デジタル時代におけるコンテンツの円滑な流通に向けた制度整備

【a : 令和 4 年度措置、

b の前段, c, d : 令和 4 年内結論、

b の後段 : 令和 5 年内結論】

a 文化庁は、著作物の利用円滑化と権利者への適切な対価還元の両立を図るために、過去コンテンツ、UGC (User generated content : いわゆる「アマチュア」のクリエイターによる創作物)、権利者不明著作物を始め、著作権等管理事業者が集中管理していないものを含めた、膨大かつ多種多様な著作物等について、拡大集中許諾制度等を基に、様々な利用場面を想定した、簡素で一元的な権利処理が可能となるような制度を実現する。その際、内閣府（知的財産戦略推進事務局）、経済産業省、総務省、デジタル庁の協力を得ながら、デジタル時代のスピードの要請に対応した、デジタルで一元的に完結する手続を目指して、①いわゆる拡大集中許諾制度等を基にした、分野を横断する一元的な窓口組織による新しい権利処理の仕組みの実現、②分野横断権利情報データベースの構築、③集中管理の促進、④現行の著作権者不明等の著作物に係る裁定制度の改善（手続の迅速化・簡素化）、⑤UGC 等のデジタルコンテンツの利用促進を実現すべく、具体的な措置を検討し、所要の措置を講ずる。

b 文化庁は、分野横断権利情報データベースについては、関係府省庁の協力を得て、ニーズのある全ての分野のデータベースとの接続を行うことに加え、

ネットクリエイターやネット配信のみのコンテンツ、集中管理されていない著作物等の既存のデータベースに登録されていないコンテンツの登録が円滑に行われるものにしつつ、ニーズのあるあらゆる分野の著作物等を対象として、権利情報の確認や利用許諾に係る意思表示（利用方法の提示を含む）ができる機能の確立方策について検討し、結論を得る。既存のデータベースの充実、権利者情報の統一やフォーマットの標準化、データベースの紐付けに必要なIDやコードに関するルール等を検討し、結論を得る。

- c 文化庁は、分野を横断する一元的な窓口組織又は特定の管理事業者による新しい権利処理の具体的な仕組みを、デジタルで一元的に完結する手続を目指して、検討し、結論を得る。その際、著作権者等による①利用許諾の可否とその条件、②オプトアウトなどの意思表示、③利用・対価還元状況の把握、④個々の許諾手続、⑤データベースに権利情報がなく、集中管理がされておらず、窓口組織による探索等においても著作権者等が不明の場合、意思表示がされておらず、連絡が取れない場合、又は連絡を試みても返答がない場合等における著作者不明等の著作物等に係る拡大集中許諾や裁判制度を含めて検討する。
- d 総務省は、分野を横断する一元的な窓口組織による新しい権利処理の仕組みを含めたaの「簡素で一元的な権利処理が可能となるような制度の実現」を促進するために、欧米の制度も参考にしつつ、通信関係事業者の協力体制及び役割分担の枠組みについて、検討し、結論を得る。

3. 「人」への投資

ア 特別免許状等多様な外部人材の教員等への登用拡大

【a, c, d, e, f : 令和3年度検討開始、結論を得次第速やかに措置、
b, h, i, j, k : 令和3年度措置、

g : 令和3年度中調査結果公表予定及び検討開始、結論を得次第速やかに措置】

- a 文部科学省は、教員の量と質とはトレードオフの関係にあるという指摘がある中、教育の質の確保に向けた方策を検討し、教育の質の確保に必要となる教員の資質について早急に結論を得た上で、当該資質を備えた教員を確保するための方策について、教員免許状制度の抜本的な改革を含めて検討し実現させる。特に、教員資格認定試験の試験区分の拡大や実務経験を加味した一部試験の免除など、普通免許状を持たない社会人等が学校現場に参画しやすくなるような試験制度の見直しを検討・実施する。
- b 文部科学省は、「特別免許状の授与に係る教育職員検定に関する指針」（令和3年5月11日文部科学省総合教育政策局教育人材政策課）を踏まえ、特別免許状制度の運用の実態について調査するとともに、都道府県教育委員会が、同指針を踏まえ、特別免許状の授与候補者が勤務する予定の市町村教育委員会や学校法人等の推薦や要望を十分考慮した上で、積極的に特別免許状を発行するよう必要な指導を行う。また、既に特別免許状を授与された教員が、

当該免許状を発行した都道府県以外での勤務を希望した場合に、希望した都道府県においても速やかに特別免許状が発行されるよう、審査の短縮について同指針を踏まえ必要な指導を行う。

- c 文部科学省は、教員の任命権者等が、多様な専門性を持つ社会人をより積極的に採用しやすくなるように、これまでの特別免許状授与実績にとらわれない積極的な特別免許状授与が全ての地域で行われるよう、特別免許状授与の予見可能性を高める観点から、授与手続や授与基準の透明化を促進する。また、任命権者ごとに学校種ごとの特別免許状教員の採用実績の公表及び計画的な教員採用を行うよう指導するとともに、特別免許状授与に関する数値目標を含む採用計画の公表を推奨する等、必要な措置を講ずる。
- d 文部科学省は、小学校の特別免許状について、現在の教科ごとの免許状では学校現場の実情を反映しておらず外部人材の活用が難しい状況を改善するため、全教科で授与される普通免許状・臨時免許状と同等な扱いとなるよう、授与を受けようとする者の専門的知識経験等を踏まえ全教科での発行も可能となるような運用の見直し・明確化を始め、各学校における特別免許状の活用促進を図る。
- e 文部科学省は、中学校・高等学校における免許外教科担任の許可件数が高い水準で推移している中、相当免許状主義に則った運用が確保されるようにするため、これまでに発行実績のある教科だけでなく、幅広い教科で特別免許状が発行されるよう、任命権者ごとに教科ごとの特別免許状教員の採用実績の公表及び計画的な教員採用を行うよう指導するとともに、特別免許状授与に関する数値目標を含む採用計画の公表を推奨する等、必要な措置を講ずる。
- f 文部科学省は、特別支援学級の教員を含めた特別支援教育に関わる教員の専門性を向上させるため、特別支援教育を担う教員の養成等の在り方やその方策について検討し、必要な措置を講ずる。
- g 文部科学省は、教員不足の実態について調査を行い、原因の究明・解消に向けて有効な取組事例の収集を行うとともに、産休代替・育休代替を含む教員の欠員が生じた際の代替教員の円滑な採用に向けて、「学校・子ども応援サポート一人材バンク」の活用を促進するほか、特別免許状等による外部人材の登用や普通免許状を保持する新卒者の入職を促進するために必要な方策を検討し、具体的な施策を実施する。
- h 文部科学省は、学校における働き方改革に留意しつつ、教員の複数校指導が可能である旨広く周知し、制度の活用を促進する。
- i 文部科学省は、特に民間においてもＩＣＴ人材の需給がひっ迫している中、ＩＣＴに関する十分な知識を持って情報教育を行える教員を円滑に採用するため、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第17条は「教育に関する職」以外との兼職兼業を禁止してはおらず、また、「教育に関する職」以外との兼職兼業について、営利企業との兼業を含め、一般の地方公務員と同様

に、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条により任命権者の判断で行うことが可能であること、パートタイムの会計年度任用職員として任用する場合には、兼職兼業の許可を要しないことを広く周知とともに、好事例を周知して優秀なICT人材の確保を促進する。

- j 文部科学省は、スクールカウンセラー等による児童生徒や学校等のニーズに応じた支援の充実のため、学校での相談対応だけでなくオンラインを活用した遠隔でのカウンセリングも手段の一つとして有効と考えられることを広く周知する。
- k 文部科学省は、スクールロイヤー人材の更なる活用促進を図り、また、教育的視点を踏まえた対応が一層充実し、子どもの最善の利益が実現されるよう、教育の特性や学校の特徴等を踏まえて学校・教育委員会とスクールロイヤーとで共通理解を図っておくべき事項の明確化等の措置を検討し、広く周知する。

イ 大学設置基準等の見直し

【a～i：令和3年度措置】

- a 文部科学省は、現状の設備要件を始めとするハード面の質保証を重視した基準から、学びの形式の多様化や、学生個人に応じた教育の追究を可能にすることで、学修者本位の学びを実現する観点で大学設置基準の見直しを検討する。
- b 文部科学省は、オンライン授業と対面授業の二項対立から脱した質の高い教育を実現するため、オンライン授業・対面授業双方の質保証の在り方を検討するとともに、学生個人に応じた教育の実現に資する学びの形式の多様化や技術革新によりメタバースを活用した授業等従来のオンライン授業・対面授業の区分を超えた授業が活用されるようになることなども想定し、学修者本位の学びを実現する観点から、オンライン授業の卒業単位への算入上限の削除の可否を含め、在り方を検討する。
- c 文部科学省は、大学に最低限必要な設備に関する規定、校地・校舎の面積に関する規定、空地に関する規定等について、学生や教員の教育研究上支障が生じないことや大学の独自性を考慮した上で柔軟に対応できるよう、削除の可否を含め見直しを検討するとともに、各大学の設備を学生や教員の教育研究上支障がない範囲で他大学・機関・自治体等と共有・共用（シェアリング）できることを周知する。
- d 文部科学省は、現行の紙の本や黙読・自学自習を前提とした図書館設備に関する規定を見直すとともに、図書館をラーニング・コモンズとして整備できることや、学生や教員の教育研究上支障がない範囲で他大学・機関・自治体等と共有・共用（シェアリング）したり、電子書籍・文献・資料等を管理する電子図書館についても、他大学・機関・自治体等との共同設置を含めた整備を行ったりすることが可能であることを周知する。

- e 文部科学省は、今後リカレント教育による社会人入学や学修者主体の教育の浸透による科目等履修生・聴講生の受入れ、国際交流の活性化による留学生受入れが増加すると予測される中で、現在の厳密な定員管理の在り方について見直しを検討する。その際、現在の厳密な定員管理の要求が、特に都市部の一部大学への過度な学生の集中を避け大学教育の多様化を担保する役割を持つことに十分留意した上で、定員管理制度の見直しが、学修者主体の教育の実現による実質的な大学教育の多様化につながるものとなるよう、他の項目に関する検討内容も踏まえて適切に検討する。
- f 文部科学省は、専任教員数について、多様な働き方・価値観が広がり、非常勤講師・実務家教員を含む兼任教員、T A (Teaching Assistant)、S A (Student Assistant) 及び大学職員が教育に果たす役割が拡大していること、オンライン授業の活用が進んでいること、チーム・ティーチングの活用が進んでいることなどを踏まえ、現状の大学や学部ごとに定められている専任教員数の規制を見直すことができないか検討する。
- g 文部科学省は、学修者主体教育を実現するための学びの形の多様化を図るために、卒業要件としての修学年限の規定を見直し、4年の修学は目安として示すにとどめる方向で検討する。
- h 文部科学省は、他大学との単位互換について、学修者本位の教育の実現に向け、学生が自ら必要な学びを選択できるようにするために、大学があらかじめ協定等により定めた大学との単位互換に限定されるものではなく、個々の学生の学修ニーズに基づいて行われた他大学での学修についても、当該学生の申請に応じて、所属大学の判断により教育上有益と認めるときは単位認定ができるなどを、大学関係者を通じて学生が知り実際に活用できるよう周知する。
- i 文部科学省は、学修者本位の学びを実現する観点から、大学において、教員と職員が協働して取り組むよう、学部事務局やキャリアセンターといった大学職員組織が中心となって教員とともに学生を支援する仕組みについて、優良事例を横展開するなどにより、各大学の取組を推進していくことを検討する。

ウ 初等・中等教育におけるオンライン授業の実施

【a, b, c : 令和3年度措置、
d : 令和4年度調査開始、令和5年度調査結果取りまとめ及び措置、
e : 令和3年度検討開始、結論を得次第速やかに措置、
f : 令和4年度検討開始】

- a 文部科学省は、1人1台端末の更なる円滑な利活用の促進に向けて学校現場や保護者等が留意すべき事項等をまとめたガイドラインを作成する。その際、オンライン授業や家庭での1人1台端末の活用促進及びI C Tを活用す

るに当たり求められる情報リテラシー・情報セキュリティ教育を十分に行うために必要となる情報や好事例の周知・徹底を図る。

- b 文部科学省は、1人1台端末について、平常時の持帰り活用が可能な学校が全体の26.1%に限られている状況を改善し、全ての児童生徒が1人1台端末の平常時の持帰り活用ができる環境を作り、オンライン授業や家庭でのICT活用ができるかどうかが住んでいる地域によって決まる状態を解消するため、持帰りができない学校に必要とされる契約面等の支援について検討・周知して平常時の持帰りを促進し、全ての学校で、学校の指導に従い、希望する児童生徒が端末を持ち帰ることができる環境を整える。
- c 文部科学省は、感染症や災害の発生等の非常時の学習保障としてのオンラインを活用した特例の授業の実施状況や出席取扱に地域差が生じていることに関し、オンラインを活用した特例の授業や家庭でのICT活用が安心してできるかどうかが住んでいる地域によって決まる状態を解消するため、適切な措置を検討し、実施する。
- d 文部科学省は、個に応じた学びを実現する手段の一つであり、令和4年度から開始する予定の授業時数特例校制度について、令和4年度導入後の実施状況等を調査するとともに、その結果を踏まえ、個に応じた学びの促進に必要な授業時数の在り方に関する検討を行う。
- e 文部科学省は、不登校児童生徒のオンラインを活用した学習を一定の要件の下で評価・出席扱いができる制度について、令和2年度は196,127人の不登校児童生徒のうち、2,626件にとどまることを踏まえ、この制度の活用を促進するため、先進的な取組を行っている自治体における評価への反映手法や課題を感じている自治体における課題の内容等の把握に取り組むとともに、その結果や不登校児童生徒のオンラインを活用した学習ニーズを踏まえた制度の更なる活用に向けた改善を図る。
- f 文部科学省は、地方移住等に伴う区域外就学制度の特例的な活用に関して、事例等の把握に取り組むとともに、二地域居住等により住所の存する市町村以外に一時的に居住する児童生徒が、住民票所在地で通う学校に通い続けることを希望する場合における、オンラインでの授業参加も含む学びの保障の在り方について、児童生徒の状況等を踏まえた上で、検討する。

エ 労働時間制度（特に裁量労働制）の見直し

【a：令和4年度中に検討・結論、結論を得次第速やかに措置、
b：令和4年度検討開始】

- a 厚生労働省は、働き手がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる環境整備を促進するため、「これからの中の労働時間制度に関する検討会」における議論を加速し、令和4年度中に一定の結論を得る。その際、裁量労働制については、健康・福祉確保措置や労使コミュニケーションの在り方等を含めた検討を行うとともに、労働者の柔軟な働き方や健康確保の観点を含め、裁

量労働制を含む労働時間制度全体が制度の趣旨に沿って労使双方にとって有益な制度となるよう十分留意して検討を進める。同検討会における結論を踏まえ、裁量労働制を含む労働時間制度の見直しに関し、必要な措置を講ずる。

- b 厚生労働省は、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）上の労使協定等に関する届出等の手続について、労使慣行の変化や社会保険手続を含めた政府全体の電子申請の状況も注視しつつ、より企業の利便性を高める方策を検討し、必要な措置を講ずる。

才 雇用仲介制度の見直し

【a, b, c, d : 令和 3 年度措置】

- a 厚生労働省は、職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）における「募集情報等提供」に該当しない雇用仲介サービスについて、法的位置づけを明確にする。この際、IT 技術を活用したサービスの進化が早いことを踏まえ、過剰な規制とならず有益なイノベーションを阻害しないよう留意しつつ、求人者・求職者が安心してサービスを利用できる制度となるよう見直しを行う。
- b 厚生労働省は、求職者がそれぞれの事情に応じて、従来の職業紹介事業及び募集情報等提供事業を含めて適切なサービスを選択できるようにするため、多様化する雇用仲介サービスの情報を正確に把握して、求職者に提供するとともに、優良な事業者が広く認知される方策を検討し、必要な措置を講ずる。
- c 厚生労働省は、雇用仲介サービス事業者に、求職者等からの苦情に対応するために必要な体制の整備を義務付けるなど、求職者の保護を徹底するための方策を検討し、必要な措置を講ずる。
- d 厚生労働省は、フリーランス等を対象とした雇用以外の仕事を仲介するサービスについて、雇用仲介サービスに類似する内容のものがあることに鑑み、雇用以外の仕事を仲介する事業者も、雇用仲介事業者に適用されるルールに倣って業務が行えるよう、丁寧な周知を行う。

カ 育児休業の取得促進

【a : 令和 3 年度措置、

b, e : 改正育児・介護休業法施行後の実態を令和 5 年度秋に調査開始し、
結果を得次第検討開始、

c : 措置済み、d, f : 令和 4 年度措置】

- a 厚生労働省は、育児休業制度の在り方に関する検討を的確に行うため、育児休業の取得期間の調査頻度について必要な見直しを行う。
- b 厚生労働省は、育児休業制度の在り方に関する検討を的確に行うため、令和 4 年 4 月から事業主に課される妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付けについて、その実施の前後における育児

休業の取得状況及び育児休業を取得しない理由の変化等について把握・分析を行う。

- c 厚生労働省は、令和4年4月から事業主に課される妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付けについて、各企業において確実かつ円滑に実施されるよう、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律（令和3年法律第58号）の積極的な周知を行う。
- d 厚生労働省は、中小企業で働く労働者の育児休業の取得及び育児休業後の円滑な職場復帰による継続就労を支援するため、仕事と育児の両立支援のノウハウを持つ「仕事と家庭の両立支援プランナー」を活用し、令和4年4月から事業主に課される妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認等に関する好事例の提供や、各企業の課題を踏まえた効果的な手法の提案を行い、中小企業の状況や課題に応じた支援を行う。
- e 令和4年10月から導入される「産後パパ育休」について、労使協定を締結している場合に限り、労働者が合意した範囲で休業中に就業することが可能となるが、厚生労働省は、それにより育児休業の取得状況等にどのような影響があったか、把握・分析を行う。
- f 厚生労働省は、仕事と育児の両立を支援するための取組を行っている企業の好事例に関して、既に実績を上げている企業だけではなく、実績を上げようと前向きな取組を行っている企業の好事例についても情報収集して公表するよう検討を行う。

キ 保育士及び保育所の在り方（保育の質の向上）

【a：令和3年度検討開始、

b：令和3年度検討開始、結論を得次第速やかに措置】

- a 厚生労働省は、令和3年4月に制度の見直しが行われた短時間保育士の活用について、制度見直し後の短時間保育士の活用状況を把握し、必要な対応について検討を行う。
- b 保育所等に対する第三者評価の実施状況には地域差があることから、厚生労働省は、第三者評価の実施に当たっての現場レベルでの課題について把握・分析を行った上で、効果的な第三者評価が全国的に行われるよう、都道府県等による指導監査と異なり保育の質を一層高めるために行われるといった制度の意義や位置づけの周知を含め、必要な措置を講ずる。

ク 養育費の確保に向けた取組

【a：令和5年の通常国会を目途に法案提出、

b：引き続き措置、

c：令和3年度検討開始、早期に結論】

- a 法務省は、養育費の確保のための裁判手続に関するひとり親の負担軽減の観点から、令和5年の通常国会における法案提出を目途に速やかに民事基本法制の見直しに関する検討を進める。
- b 法務省は、養育費の確保のための裁判手続について、法テラスにおいて、分かりやすく効果的な情報提供を行うとともに、弁護士会等の協力も得つつ、ひとり親からの相談に的確に対応する。
- c 内閣府、法務省及び厚生労働省は、配偶者からの暴力の被害者を含め、ひとり親が養育費を確保するための方策（aの民事基本法制の見直しに関するものを除く）の充実に向けた検討に連携して取り組み、一定の結論を得る。

4. 医療・介護・感染症対策

ア 質の確保された抗原定性検査キットの利用環境の整備

【a, b, e : 令和3年内に検討開始、結論を得次第速やかに措置、
 c : 令和3年内を目処に検討開始、結論を得次第速やかに措置、
 d : 令和3年度内に措置】

経済との両立、感染拡大の防止を図る観点から、質の確保された抗原定性検査キットの利用環境の整備を進める。具体的には以下の措置を講ずる。

- a 「研究用」などと称する「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（昭和35年法律第145号。以下「薬機法」という。）未承認の抗原定性検査キットが薬局、ドラッグストア、ネット通販サイトなどで広く流通しているが、偽陰性者による感染拡大、偽陽性による医療現場の混乱を防止するため、薬局、ドラッグストア等に対して、販売自粛を求めることが含まれ対応を早急に検討する。
- b ワクチン・検査パッケージに登録した飲食店やイベント事業者について、抗原定性検査キットを医薬品卸事業者からネット販売を通じて入手できることを明確化し、その旨を周知する。職場についても同様の対応を検討する。あわせて、同パッケージに登録していない飲食店やイベント事業者についても一定の要件の下、同様の取扱を行う方向で検討する。
- c 新型コロナウイルス感染症への緊急対応として、抗原定性検査キットのOTC（Over The Counter：医師による処方箋を必要とせずに購入できる医薬品）化を検討する。
- d 「新型コロナウイルス感染症流行下における薬局での医療用抗原検査キットの取扱いについて」（令和3年9月27日厚生労働省事務連絡）に関し、無症状者が（確定診断の目的ではなく）セルフチェックの目的で抗原定性検査キットを検査の特性等を理解した上で、利用することは差し支えないことを明確化し、周知する。
- e 薬局から抗原定性検査キットを購入する者に対する書面への署名の徴求について廃止を含め検討する。

イ 医療機器等の広告規制の見直し

【a : 早期に検討開始、令和4年年初措置、

b : 前段 令和3年度検討開始、令和4年度結論・措置、

後段 : 令和3年度検討開始、令和4年度結論】

- a 新型コロナウイルス感染症への対応の観点から、薬機法に基づく承認を受けたパルスオキシメータについて、令和4年年初を目途に販売店やインターネット等における広告を可能とするよう検討する。
- b 医家向け医療機器の広告規制の在り方について、単なる性能等の情報提供にとどまらない、適正・安全に使用するための注意事項等も含めた、一般人が機器の選択を行うために必要な情報提供の在り方について、一般人の使用による危害のおそれが小さい機器に関する広告の規制の必要性の有無や程度を含め、検討を行う。

また、新型コロナウイルスに係る抗原定性検査キットのように、質の確保されていない製品が広く流通している実態も踏まえ、公衆衛生上悪影響を生じるおそれがある製品等について、その使用により国民が不利益を被ることのないよう、法令面を含め、必要な対応を検討する。

ウ オンライン診療・服薬指導の促進等

【a, c, d : 令和3年度措置、b : 令和3年度検討開始、早期に結論、

e : 令和3年度検討・結論、f : 令和4年度措置】

オンライン診療・服薬指導の特例措置の恒久化等を通じ、受診から薬剤の受領までの一連の過程をオンラインで完結できるようにすることで、利用者本位・患者本位の医療の実現を図る。診療報酬上の取扱いを含め、オンライン診療・服薬指導の適切な普及・促進を図るための取組を進める。

- a オンライン診療の適切な実施に関する指針（平成30年3月（令和元年7月改訂））（以下「オンライン診療指針」という。）を改訂し、信頼性、安全性をベースに、「かかりつけの医師」やそれ以外の医師が初診に対応することができる場合について具体化を行う。改訂に当たっては、以下の事項を適切に盛り込む。
 - ・オンライン診療は、疾病や患者の状態によっては、対面診療と大差ない診療効果がある場合も存在しうることをオンライン診療指針その他の関連文書（以下「指針等」という。）で明確化すること。また、初診からオンライン診療が可能となることを踏まえ、初診は対面診療が原則であるとの考え方を見直し、その旨を指針等に明記すること。
 - ・疾患や患者の状態によっては、オンライン診療のみで診療が完結する場合があることを指針等で明確化すること。
 - ・「かかりつけの医師」に当たるかどうかについては、最後の診療からの期間

や定期的な受診の有無によって一律に制限されるものではないことを指針等で明確化すること。

- ・オンライン診療を行う医療機関・医師と対面診療を行う医療機関・医師は、異なってもよいことを指針等で明確化すること。
- ・医師がオンライン診療を実施するに当たり求められる診療計画について、診療録への記載とは別に、作成することは必須ではなく、診療録に必要事項が記載されれば足りるものであり、また、患者に対しては、所要の情報の口頭による提供で足りることを指針等で明確化すること。
- ・医療機関の情報セキュリティについては、オンライン診療の場合に対面診療に比べ厳格な情報セキュリティを求めることは合理性に欠けることを踏まえ、早期にオンライン診療指針の見直しに向けた検討を行うこと。具体的には次の事項については少なくとも見直しを検討すること。

➢情報通信及び患者の医療情報の保管について十分な情報セキュリティ対策が講じられていることを、医師が確認しなければならないこととされていること。

➢個人情報及びプライバシーの適切な保護の範囲

➢P H R (Personal Health Record) を診察に活用する場合に、P H R の安全管理に関する事項について医師がP H R を管理する事業者に確認することとされていること。

➢汎用サービスが端末内の他のデータと連結しない設定とすることとされていること。

➢チャット機能やダウンロード機能は原則使用しないこととされていること。

➢オンライン診療システム事業者がシステム全般のセキュリティリスクに対して責任を負うこととされていること。

- ・患者の本人確認の方法について、顔写真付きの身分証明書を有しない場合に2種類以上の身分証明書を用いることとすることは対面診療に比べ厳格であることを踏まえ、早期にオンライン診療指針の見直しに向けた検討を行う必要があること。

- ・診療前相談を効果的かつ効率的に行うため、実際の診療前相談に先立って、医師の判断で、事前にメール、チャットその他の方法により患者から情報を収集することは可能であることを指針等で明確化すること。

b 高齢者の医療の確保の観点から、通所介護事業所内におけるオンライン診療に関する課題を整理する。

c A D H D (Attention deficit hyperactivity disorder : 注意欠陥多動性障害) 治療薬に関する民間組織（厚生労働省の薬事承認条件に基づき設置）の事実上の規制により、現行のオンライン診療指針に準拠したオンライン診療であっても必要な薬剤入手できない現状に鑑み早急な是正を求める意見があることについて、当該民間組織に対して情報提供を行うとともに、現在改訂が進められているオンライン診療指針との整合性も踏まえた運用となるよう検討

を促す。

- d 今年度内に、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則」(昭和36年厚生省令第1号)及び関連通知の改正により、オンライン服薬指導についての新型コロナウイルス感染症を受けた特例措置（「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」(令和2年4月10日厚生労働省事務連絡))の恒久化を実現する。具体的には、現在、原則は対面による服薬指導となっているが、患者の求めに応じて、オンライン服薬指導の実施を困難とする事情の有無に関する薬剤師の判断と責任に基づき、対面・オンラインの手段のいずれによっても行うことができるとしている。また、処方箋については、医療機関から薬局へのFAX等による処方箋情報の送付及び原本の郵送が徹底されることを前提に、薬局に原本を持参することが不要であることを明確化する。さらに、服薬指導計画と題する書面の作成は求めず、服薬に関する必要最低限の情報等の記載でも差し支えないとしている。加えて、薬局開設者が薬剤師に対しオンライン服薬指導に特有の知識等を身に付けさせるための研修材料等を充実させることとし、オンライン服薬指導を行うに当たって研修の受講は義務付けない。
- e 薬剤師の働き方改革等の観点を含め、在宅（薬剤師の自宅等）での服薬指導を早期に可能とする方向で検討する。検討に当たっては、対面及びオンラインでの薬局内における服薬指導の実態を踏まえ、患者の個人情報保護の方法や薬剤がない場合に服薬指導をどのように行うことが適切かなどの課題について、議論を進める。
- f 医療用医薬品においてオンライン服薬指導が可能とされていることを踏まえ、要指導医薬品についてオンライン服薬指導の実施に向けた課題を整理する。

エ 電子処方箋の普及及び医療分野における資格確認・本人認証手段の見直し

【a：目標設定については令和3年度内に措置、以降継続的に措置、

b：令和3年度内に検討・結論、

c：早期に検討を開始し、令和5年1月までに措置、

d：令和3年度検討開始、早期に結論】

- a 令和5年1月の電子処方箋システムの稼働をにらみ、紙処方箋から電子処方箋への迅速かつ全面的な転換を実現するため、電子処方箋システムの医療機関・薬局への導入及び電子処方箋システムの稼働に合わせ整備予定の処方・調剤情報のシステムへの登録数に関する年度ごと（令和5年度当初から毎年度）の数値目標を設定し、毎年度更新する。また、併せて毎年度の電子処方箋発行数を参考指標として公表する。
- b 電子処方箋の発行に必要な資格確認・本人認証の手段として、HPKI (Healthcare Public Key Infrastructure : 保健医療福祉分野の公開基盤) 以外にどのような方法があり得るか、医療機関による本人確認の活用やクラウド

電子署名など幅広く、現場のニーズを踏まえて検討し、年度内に結論を得る。なお、検討に当たっては、現行の紙処方箋の実務においてその都度明示的な医師の資格確認が行われていない実情を踏まえつつ、紙に比べ電子処方箋が実務的に使い勝手が良いものとなるよう、医療機関・電子署名サービス提供事業者による医師の資格確認に際して、医師登録原簿を都度照会する必要はないこととし、円滑な運用ができるることとする。

- c 上記結論を踏まえ、社会保険診療報酬支払基金が令和5年1月から運用を開始する電子処方箋システムについて、H P K I 以外の資格確認・本人認証の方法に運用開始時から対応できるよう検討する。
- d 電子処方箋以外の医療現場での書類について、デジタル化によって、医療従事者の負担軽減等を実現する観点から、電子署名の要否などについて整理を行う。

才　社会保険診療報酬支払基金等における審査・支払業務の円滑化

【a：令和3年度検討開始、令和4年度以降に措置、

b：令和3年度以降継続的に措置、c：令和4年度末目途措置、

d：令和4年度上期措置、e：令和3年度検討開始、令和4年度上期結論】

- a 社会保険診療報酬支払基金の審査支払システムを最大限活用するため、現時点でコンピュータチェックにより完結しないこととなっている、A I による振分けの対象とならない目視対象のレセプト（入院レセプト等）について、A I による振り分けの適用に向けた具体的な検討を開始し、適用可能な部分について適用する。
- b 自動的なレポーティング機能を有効に活用するため、審査結果の差異の検証が完了しているか否かにかかわらず差異の分析が可能となるよう、差異のデータは、順次、一定数を定期的に公表する。
- c より効果的・効率的な審査支払システムによる審査等のためには、紙レセプトはもとより、電子媒体による請求が行われている場合も含め、オンライン請求への移行を進める必要があることから、オンライン請求を行っていない医療機関等の実態調査を行うとともに、その結果も踏まえ、将来的にオンライン請求の割合を100%に近づけていくための具体的なロードマップを作成する。
- d 令和3年3月に取りまとめられた「審査支払機能の在り方に関する検討会」の報告書において令和4年度中に実施予定とされている、再請求等のオンライン化を確実に実施するため、具体的なオンライン化の時期を決定する。
- e 柔道整復療養費について、公的な関与の下に請求・審査・支払いが行われる仕組みを検討するとともに、併せてオンライン請求の導入について検討を行う。

カ　プログラム医療機器（S a M D）に関する承認審査等の見直し

【a：令和4年度措置、b：令和4年度結論、

c：令和3年度検討開始、令和4年度措置、その後継続的に措置、

d : 令和3年度検討開始、早期に結論】

- a 画像診断用途のSaMD (Software as a Medical Device : プログラム医療機器) については、当該SaMDが実使用される臨床現場で現に行われている診断技術の水準を踏まえ、それらとの比較における有用性が審査上重要であることを明確にする。
- b SaMDの承認後の追加学習を通じた有効性向上のためのアップデートなど一定範囲のアップデートについて、SaMDの上市後の機能向上が欧米諸国と同程度に確保され、臨床現場に恩恵をもたらすことを目指し、国際整合を踏まえつつ、アップデート後の有効性の状況をPMDA (Pharmaceuticals and Medical Devices Agency : 独立行政法人医薬品医療機器総合機構) が予め開発事業者に確認できることなど一定の条件の下で、PMDAによる審査省略を含め審査の簡略化を検討する。
- c 厚生労働省は、類型ごと、対象疾患ごとに承認実績が存在するSaMDについて、早期に登録認証機関による認証に移行するよう、産業界の協力も得つつ、認証基準の策定及び改正を主体的に行う。あわせて、PMDAによる承認審査について、開発事業者の予見性を高めるために、あらかじめ審査のポイントに関する情報（有効性・安全性を評価するための試験条件や評価のポイント等）を整理・公表する。
- d 厚生労働省は、SaMDの上市が欧米諸国と同程度以上に円滑に進められるようPMDAの審査体制の強化を含め必要な取組を検討するために、国内のSaMD認証状況（件数や所要期間等）や海外のSaMD審査の実態把握に係る必要な調査を行う。

キ プログラム医療機器の開発に関する医療機器製造業規制等の見直し

【a : 令和3年度措置、b : 令和3年度検討開始、令和4年度結論】

- a SaMDの設計のみを行う製造事業者について、設計に関する業務の管理が適切に行われる体制を確保している限りにおいて、居宅など事業所以外での勤務を含め、責任技術者が登録を受けた所在地で勤務する必要はないことを明確化し、周知する。
- b 現行の医療機器等総括製造販売責任者の資格要件について、諸外国の状況も含めた実態の把握を行い、SaMDの適切な製造管理及び品質管理並びに製造販売後安全管理を行うための課題を明らかにした上で、資格要件として定められている学歴に該当しない場合の対応として、オンラインでの研修等を含めて検討する。

ク 治験の円滑化

【a : 令和4年度措置、b : 令和4年度検討・結論、

c : 令和4年度上期措置、d : 令和3年度検討開始、令和4年春頃目途措置】

- a 治験実施医療機関の医師等が、被験者に対して、治験に関する必要な説明を

行い、同意の取得を非対面・遠隔で実施するための適切な方法やデータの信頼性確保等に関するガイダンスを策定する。策定に当たっては、国内外におけるオンライン技術を用いた治験の実施方法や各国のルール等に関する調査を踏まえたものとする。

- b 治験依頼者から被験者への治験薬の直接配送に関して、海外における取扱いの状況等の調査を実施の上、国際整合を踏まえつつ、実施の可否を検討する。
- c D C T (Decentralized Clinical Trials : 分散化臨床試験)において必要となる被験者宅への訪問看護師を円滑に確保することを可能とするため、訪問看護ステーションの活用のほか、治験施設支援機関（S M O）に所属する看護師の活用を含め、治験実施医療機関に所属する看護師以外の看護師をどのように活用しうるかを整理し、必要な措置を講ずる。
- d D C T を含む治験の開始等に際して必要となる P M D Aへの治験届出について、令和4年度に予定されているオンライン化に先立ち、メールによる提出をした場合の事後的な紙・電子媒体の提出を不要とすることについて検討し、必要な措置を講ずる。

ケ 新型コロナウイルス感染症の検査・診療体制の整備の推進

【a の前段：措置済み、a の後段、b : 令和3年度早期に措置】

- a 新型コロナウイルス感染症の検査・診療体制を確保するため、医療機関が、学校や公民館等の空きスペースを活用して実施する巡回診療に関しては、「定期的」及び「継続」の要件について、柔軟に取り扱って差し支えない旨を明確化することとする。また、医療機関が所在する都道府県以外の都道府県においても巡回診療を実施する場合に、新たに診療所の開設手続を行うことなく巡回診療が実施できることとする。
- b 新型コロナウイルス感染症の検査体制を確保するため、車両等を用いた移動式の衛生検査所であっても、衛生検査所として登録できることを明確化する。また、複数の地方公共団体において検査を実施する場合に、一つの地方公共団体において手続を行うことで足りることとする。

5. 地域産業活性化

ア 農業用施設の建設に係る規制の見直し

【法案提出は令和3年度措置、

手続負担の軽減に係る措置は令和4年度中に措置】

農林水産省は、農業用施設及び農畜産物の加工・販売施設の設置について、農業経営改善計画の認定制度を活用した農地転用許可手続のワンストップ化の措置を講ずるため、次期通常国会に関連法案を提出するとともに、農地転用許可手続の負担を軽減するため、認定農業者が農地転用許可を受けずに設置できる農業用施設の面積（現行2a未満）の拡大や農畜産物の加工・販売施設への拡大について検討を行い、農地転用許可手続のワンストップ化の措置の施行に併せて必要な措置を講ずる。

イ 農業者の成長段階に応じた資金調達の円滑化

【令和4年措置】

農林水産省は、地域に根差した農地所有適格法人が、地元の信頼を得ながら実績をあげ、さらに農業の成長産業化に取り組もうとする場合、農業関係者による農地等に係る決定権の確保や農村現場の懸念払拭措置を講じた上で、出資による資金調達を柔軟に行えるようにする。特に、意欲的な若者による農業ベンチャー等の更なる成長や、事業の拡大を企図する農業者が自ら望む場合に、資金調達手段を柔軟に選択できることの必要性に鑑み、令和3年6月の閣議決定を踏まえ、懸念払拭措置等を引き続き検討する。

ウ トラクターの公道走行に係る手続の簡素化

【a：令和3年措置、b, c, d：令和4年度措置、e：令和3年度措置】

- a 國土交通省は、農林水産省と連携し、農業者に対して、特殊車両通行許可の手続負担やオンライン申請の課題などに関するヒアリング調査を実施し、年内に調査結果を取りまとめる。
- b 國土交通省は、特殊車両通行許可において、複数車両の一括許可や、エリア等を限定した包括的な許可の仕組みを検討するなど、農業の現場実態に即した手続となるよう申請の在り方を見直し、必要な措置を講ずる。また、特殊車両通行許可申請における農業者の負担を軽減するため、農林水産省は、農耕トラクター等の型番に紐付く車両諸元情報の一覧を作成・管理し、國土交通省は、各道路管理者へ情報展開することで、農業者が申請しやすい環境を整備する。
- c 國土交通省は、特殊車両通行許可のオンライン申請システムにおいて、農耕トラクター等の型番に紐づく車両諸元情報の一覧を活用し、農業者の車両諸元情報の入力手続を簡便化するための方策を検討する。
- d 國土交通省は、特殊車両通行許可のオンライン申請システムにおいて、農機等を装着・牽引する農耕トラクターを想定したプルダウンメニューの追加など、農業者の申請環境を改善するための必要なシステム改修を実施する。あわせて、農業者の手続負担の軽減及び利便性向上のため、過去に申請許可された経路データを蓄積・活用し、未収録路線の削減に向けた取組等を進めるとともに、地方自治体へのオンライン申請が可能となるよう、自治体に対して自治体申請システムの導入促進に関する周知を徹底するなど、連携を行う。
- e 國土交通省及び農林水産省は、販売店チャネル等を活用し、農業者の特殊車両通行許可制度の認知及び理解の促進を図るための積極的な制度周知を行う。また、國土交通省は、各道路管理者が農業者に対して、自動車検査証の写しに代えて、車両諸元情報の記載のあるカタログ等を添付書類とすることができることや不必要的書類提出を求めないことを再度周知徹底する。

エ <林業の成長産業化に向けた改革の推進> 森林経営管理制度

【a：令和3年度措置、b, c：令和4年度措置】

- a 農林水産省は、森林経営管理制度の取組を進め、森林の集積・集約化目標を達成するため、各年のKPIを設定する。
- b 農林水産省は、所有者不明森林について、探索や公告等により経営管理権を

設定する特例措置を行う市町村の実施に向けた障害要因を取り除くため、法律の専門家を交え、特例措置活用の考え方や留意点等を整理したガイドラインの作成、探索のノウハウや工程等の知見の調査・整理を実施し、市町村に対して丁寧に説明や周知を行う。

- c 農林水産省は、森林所有者を特定するための固定資産課税台帳等の公的書類の内部利用について、適切かつ有効に運用されるため、市町村における活用状況を調査し、現場目線の課題を把握した上で、優良事例の横展開や助言・指導を行う。

オ <林業の成長産業化に向けた改革の推進>国産材の利活用

【a : 令和 4 年上期措置、b 前段, c 前段, d : 令和 3 年度措置、
b 後段 : 令和 4 年度上期措置、c 後段 : 令和 5 年度措置】

- a 農林水産省は、森林・林業基本計画（令和 3 年 6 月 15 日閣議決定）で定める建築用材等における国産材利用量の目標を踏まえ、関係省庁と連携し、国産材の需要拡大のためのロジックツリーを明らかにした上で、KPI を設定する。また、KPI は、有識者の知見の活用や適切なデータ収集方法の確立により、リノベーション等の新たな分野を含めて、需要拡大に必要な項目を精査し、設定する。
- b 農林水産省は、木材製品単位の JAS (Japanese Agricultural Standard) 認証を可能とするため、破壊検査をせずとも含水率を計測可能な手法について、FAMIC (Food and Agricultural Materials Inspection Center : 独立行政法人農林水産消費安全技術センター) 等による試行的な実証実験を実施し、実験結果を踏まえて、木材製品単位の JAS 認証の導入に向けた必要な措置を講ずる。
- c 農林水産省は、CLT (Cross Laminated Timber : 直交集成板) の利用拡大のため、国土交通省と連携して、基準強度に新たに 7 層 7 プライの区分追加を行うための取組を進め、試験データを速やかに国土交通省に提供する。また、9 層 9 プライについても、令和 5 年度までに必要な試験を行い、試験データを確認した上で、国土交通省に提供し、区分追加に向けた取組を行う。
- d 國土交通省は、防耐火構造の大蔵認定に係る性能評価の迅速化のため、指定性能評価機関の指定条件の周知や積極的な機関指定申請を促すなど、試験炉の混雑解消に向けた方策を検討し、必要な措置を講ずる。

カ <林業の成長産業化に向けた改革の推進>高性能林業機械の導入促進

【a, b, c : 令和 4 年度以降可能なものから順次措置
(工程表の作成については令和 3 年度措置)、
d : 令和 3 年度措置】

- a 國土交通省及び農林水産省は、ホイール型林業機械の導入を促進するため、海外の使用実績を調査し、国内において想定される使用形態を整理する。國土交通省は、結果を踏まえて、農林水産省と連携し、新たなカテゴリーの設定を含めた道路運送車両法体系における当該林業機械の位置づけ等について検討を行い、灯火器等の着脱、車両の高さや重量、輸送物などの当該林業機械の特性を踏まえつつ、公道走行を実現するための保安基準等の見直しを行う。また、本取組を着実に進めるための工程表を年度内に作成する。
- b 農林水産省は、警察庁と連携し、ホイール型林業機械の導入を促進するため、

林業事業者の免許に関するニーズや課題、免許取得の実態等を調査する。その上で、警察庁及び農林水産省は、調査結果を踏まえ、林業事業者が林業機械を運転するための免許を円滑に取得できるよう検討を行い、必要な措置を講ずる。また、本取組を着実に進めるための工程表を年度内に作成する。

- c 國土交通省、警察庁及び農林水産省は、相互に連携し、大型林業機械の走行・運搬に係る手続の申請者が、事前に道路の構造物の高さや幅等の情報を把握し、申請経路の確認や大型林業機械の導入検討に活用できるよう、既存の公開情報について周知するとともに、大型林業機械の走行・運搬に必要な道路について、道路構造物等の情報を公開するための方策を検討し、必要な措置を講ずる。また、本取組を着実に進めるための工程表を年度内に作成する。
 - ・農林水産省は、林業事業者からの要望を把握し、大型林業機械の走行・運搬に必要な道路を特定し、國土交通省及び警察庁に情報提供を行う。
 - ・國土交通省は、大型林業機械の走行・運搬に係る手続の申請者の負担軽減のため、道路管理者が現場写真等の現地調査確認書を提出させる場合には申請者の負担を十分に考慮するよう道路管理者に周知するとともに、過去に申請許可された経路データを蓄積・活用し、申請経路の確認や大型林業機械の導入検討に活用できる情報の公開、未収録路線の削減に向けた取組等を進める。
 - ・警察庁は、農林水産省からの情報を踏まえ、大型林業機械の運搬に必要な道路上における信号機及び道路標識の設置状況を把握し、効果的かつ効率的に必要な情報を公開するための方策について、農林水産省と共に検討を行い、必要な措置を講ずる。
- d 農林水産省は、國土交通省及び警察庁と連携し、林業事業者に対して、ホイール型林業機械及び大型林業機械の導入を前向きに検討できるよう、制度概要や各種申請手続、必要な提出書類等を、分かりやすい動画を作成する等の方法により、積極的に情報提供を行う。

キ 漁業協同組合における独占禁止法に違反する行為への対応

【令和3年度措置、それ以降継続的に措置】

- a 農林水産省は、漁業協同組合（以下「漁協」という。）における独占禁止法に違反するおそれのある行為の根絶に向けて、全ての都道府県及び系統組織に対し、令和3年11月24日に公表された「水産物・水産加工品の適正取引推進ガイドライン」に関する説明会を、適宜WEB会議システムを活用しながら可及的速やかに実施し、同ガイドラインの内容を現場に浸透させる。この説明会はbの説明会と連携して行う。
- b 公正取引委員会は、農林水産省と連携して、農業分野において農林水産省と共同で行っている「独占禁止法等に係る説明会及び個別相談会」を、適宜WEB会議システムを活用しながら可及的速やかに、水産分野でも全ての都道府県の関係者に実施する。
- c 農林水産省は、漁協における独占禁止法に違反するおそれのある行為の根絶に向けて、毎年、a及びbの取組の現場への浸透度合いの成果を調査して公表し、翌年の取組に反映する。

ク 個人事業主の事業承継時の手続簡素化

【可能な限り速やかに法案提出】

厚生労働省は、令和2年7月の規制改革実施計画に基づき、飲食店等の食品衛生法（昭和22年法律第233号）に定める32業種、理・美容業、クリーニング業及び旅館業における個人事業主の事業承継時の手続に関し、更なる簡素化を実現するために法律案を可能な限り速やかに国会に提出し、相続の場合と同等の簡素化を実現する。